

平成 2 9 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

8 月定例会  
( 8 月 30 日 )

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉



平成 29 年 8 月

## 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

### 第 3 号 8 月 30 日（水）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（1 番 木村修君、18 番 外川善正君）	3
会期の決定	3
議案第 3 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 3 号（質疑・討論）	11
議案第 3 号（採決）	11
議案第 4 号上程（管理者提案説明）	11
議案第 4 号（質疑・討論）	13
議案第 4 号（採決）	13
議案第 5 号上程（管理者提案説明）	13
議案第 5 号（質疑・討論）	14
議案第 5 号（採決）	14
請願第 1 号審査	14
請願第 1 号（発言）	14
17 番 河村善一君 発言	14
2 番 獅山向洋君 発言	15
6 番 西澤申明君 発言	15
18 番 外川善正君 発言	17
10 番 安藤 博君 発言	18
請願第 1 号（採決）	18
一般質問	18
16 番 安澤 勝君 質問	18

彦根愛知犬上地域ごみ処理建設候補地選定について	18
大久保管理者 答弁	21
植田建設推進室長 答弁	22
16番 安澤 勝君 再質問	25
植田建設推進室長 答弁	26
5番 山内善男君 質問	28
管理者会議について、第1回から第6回まで管理者の主張は候補地①で一貫しているが、第7回で候補地④へと一転した理由について	28
ごみ減量化の取組目標を管理者会議で意思疎通を図り、どれだけの施設規模へ圧縮していくのか、本気の取組を進めることについて	28
大久保管理者 答弁	29
植田建設推進室長 答弁	29
5番 山内善男君 再質問	30
大久保管理者 答弁	32
植田建設推進室長 答弁	32
2番 獅山向洋君 質問	33
彦根愛知犬上地域ごみ処理施設候補地選定委員会及び委員について	34
平成29年2月付選定委員会作成の結果報告書（概要版）について	35
管理者会議の会議録について	38
平成29年7月5日付「しが彦根新聞」の報道について	40
大久保管理者の彦根市長選挙における言動について	40
川嶋副管理者が作成した文書について	41
大久保管理者 答弁	41
植田建設推進室長 答弁	43
2番 獅山向洋君 再質問	48
大久保管理者 答弁	51
植田建設推進室長 答弁	52
2番 獅山向洋君 再々質問	54
大久保管理者 答弁	55
会議案第1号上程（2番 獅山向洋君提案説明）	56
会議案第1号（質疑・討論）	57
6番 西澤申明君 質疑	58

2 番	獅山向洋君	答弁	.....	58
6 番	西澤伸明君	再質疑	.....	59
2 番	獅山向洋君	答弁	.....	59
17 番	河村善一君	質疑	.....	59
2 番	獅山向洋君	答弁	.....	60
17 番	河村善一君	再質疑	.....	61
2 番	獅山向洋君	答弁	.....	62
11 番	夏川嘉一郎君	反対討論	.....	63
10 番	安藤 博君	賛成討論	.....	63
6 番	西澤伸明君	賛成討論	.....	64
17 番	河村善一君	反対討論	.....	65
会議案第 1 号（採決）				65
閉会				66

付録

全員協議会（平成 29 年 8 月 30 日）				67
-------------------------	--	--	--	----

# 8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第3号）

平成29年8月30日（水）

---

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号上程
- 第4 議案第4号上程
- 第5 議案第5号上程
- 第6 請願第1号審査
- 第7 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号  
平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第4 議案第4号  
平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第5号  
彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 請願第1号  
彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書
- 日程第7 一般質問
- 追加日程 会議案第1号  
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案

### 会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修	君	11番	夏川	嘉一郎	君
2番	獅山	向洋	君	12番	徳田	文治	君
3番	大橋	富造	君	13番	中野	正剛	君
4番	村岸	善一	君	14番	杉原	祥浩	君
5番	山内	善男	君	15番	小菅	雅至	君
6番	西澤	伸明	君	16番	安澤	勝	君
7番	木下	茂樹	君	17番	河村	善一	君
8番	前田	広幸	君	18番	外川	善正	君
9番	北川	元気	君	19番	西川	正義	君
10番	安藤	博	君				

---

### 会議に欠席した議員（0名）

---

### 議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本	公志	君	事務局副主幹	藤野	知之	君
事務局次長	金田	憲治	君	書記	高橋	大	君

---

### 会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴	君	事務局長	橋本	公志	君
副管理者	川嶋	恒紹	君	総務課長	金田	憲治	君
副管理者	宇野	一雄	君	紫雲苑場長	川那部	晴朗	君
副管理者	伊藤	定勉	君	建設推進室長	植田	亮平	君
副管理者	北川	豊昭	君	中山投棄場長	野瀬	次夫	君
副管理者	久保	久良	君	建設推進室主幹	村上	義一	君
会計管理者	和気	豊文	君	建設推進室主幹	宮川	伸夫	君
				中山投棄場主幹	水森	豊孝	君

---

## 午後 2 時 01 分開会

○議長（西川正義君） それでは、ただいまから、平成 29 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 29 年 8 月定例会は、成立いたしました。ただちに、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西川正義君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、18 番 外川善正君および 1 番 木村修君を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（西川正義君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

---

### 日程第 3 議案第 3 号上程

○議長（西川正義君） 次に、日程第 3、議案第 3 号 平成 28 年度（2016 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を

求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、お手元の議案書で、別冊としております議案第 3 号 平成 28 年度（2016 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要について、ご説明を申し上げます。

財政状況の厳しい中ではありますが、予算執行には十分留意をいたしまして、可能な限りにおきまして経費の節減に努めてまいりました結果、平成 28 年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ 3 億 7444 万 7 千円に対しまして、歳入決算額は 3 億 7547 万 1932 円、歳出決算額は 3 億 5231 万 141 円、歳入歳出差引額は 2316 万 1791 円となったところでございます。

なお、本決算に関しましては、去る 7 月 18 日に、監査委員による決算審査を実施していただき、決算に係る調書等につきましては、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた、との審査意見をいただいておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局から説



明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは、議案第3号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の別冊となっております平成28年度（2016年度）一般会計歳入歳出決算書によりまして、決算の内容をご説明させていただきます。去る8月17日に開催されました全員協議会で、事務局長より詳細にわたり説明がなされておりますので、本日は主要な部分について抜粋し、ご説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ3億7444万7千円で、これに対しまして、歳入決算額は3億7547万1932円、歳出決算額は3億5231万141円で、歳入歳出差引残額は2316万1791円となり、この残額2316万1791円は、地方自治法第233条の2の規定により、決算上剰余金として、平成29年度の歳入に編入するものでございます。

次、2ページおよび3ページは、それぞれ歳入と歳出に係る決算の総括表ですので、その説明につきましては、4ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書を用い、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。第1款 分担金及び負担金は、組合規約および負担金に関する条例の規定により、起債償還経費および管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、合計で3億2906万2000円を構成市町にご負担いただき、収入いたしました。内訳としまして、第1項 分担金、第1目 分担金、第1節 市町分担金につきましては、起債償還経費として626万8000円、また、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金につきましては、管理運営経費として3億2279万4000円を収入いたしました。前年度と比較しますと、構成市町1市4町の市町負担金が減り、1億4863万円の減となっております。なお、構成市町別の各内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

続いて、第2款 使用料及び手数料は、合計で2945万9920円を収入いたしました。第1節 斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2612件を取扱いしまして、2751万6000円を収入いたしました。

5ページに移っていただきまして、第2節 投棄場使用料であります。有料取扱いの埋立ごみ分で24万2990kgを中継基地事業として処理しまして、194万3920円を収入いたしました。なお、斎場使用料、投棄場使用料の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

次に第3款 財産収入は、合計で521万5365円を収入いたしました。

第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、第1節 利子及び配当金につきまして、備考欄に記載の4つの各基金の定期預金の利息で7万4565円を収入いたしました。続いて、第2項 財産売払収入、第1目 物品売払収入、第1節 物品売払収入は、中山投棄場において使用していましたが重機を一般競争入札で売却したことにより、514万800円の収入があったものでございます。

次に第4款 繰入金につきましては、収入がございませんでした。

次に第5款 繰越金、第1節 前年度繰越金につきまして、前年度の決算上剰余金、1160万6450円を繰越したものでございます。

次に第6款 諸収入は、合計で12万8197円を収入いたしました。第1項 組合預金利子、第1節 組合預金利子は、定期預金等の利息で、63円を収入いたしました。

6ページに移っていただきまして、第2項 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおり、6万1174円を収入いたしました。

以上が、歳入の決算でございまして、予算現額3億7444万7千円に対しまして、調定額、収入済額とも3億7547万1932円となり、収入率としては100.27%で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費でございまして、予算現額35万円に対しまして、支出済額24万2766円、不用額が10万7234円でございます。内訳といたしまして、第9節 旅費は、議員の方への費用弁償として、21万6000円を支出いたしました。第11節 需用費は、議会資料の印刷代、会議用のお茶代で、8450円を支出いたしました。第12節 役務費は、議員への資料送付料として1万8316円を支出いたしました。

次に第2款 衛生費は、組合の総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室の管理運営に係る経費でございまして、予算現額3億6682万9千円に対しまして、3億4580万595円を支出いたしました。不用額につきましては、2102万8405円でございます。

第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございます。予算現額1億4610万4千円に対しまして、1億4472万9852円を支出いたしました。不用額は137万4148円でございます。内訳としまして、第1節 報酬は、監査委員2名および公平委員会委員3名の報酬で、合計18万3000円を支出いたしました。第2節 給料は5376万6600円、第3節 職員手当等は、通勤手当をはじめ、期末勤勉手当

や時間外手当等として、4489万1730円をそれぞれ支出いたしました。第4節 共済費は、滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費、社会保険料等で、合計2135万96円を支出いたしました。第7節 賃金は、嘱託職員、臨時職員、合計8名分の賃金で、1343万8600円を支出いたしました。第9節 旅費は、県や関係機関の会議、研修会への出張旅費で、3万3480円を支出いたしました。8ページに移っていただきまして、第11節 需用費は、事務用品やコピーカウンター料等の消耗品費、公用車ガソリン代の燃料費等で、合計75万2635円を支出いたしました。第12節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料等で、合計24万7646円を支出いたしました。第13節 委託料は、弁護士顧問料、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、財務会計システム等の保守委託および改修委託、また、新地方公会計制度導入支援委託業務費用で、合計308万4888円を支出いたしました。第14節 使用料及び賃借料は、コピー・FAX複合機のリース料、豊栄のさとの組合事務所使用料、ホームページソフトウェア使用料等で、合計182万5248円を支出いたしました。第18節 備品購入費は、新地方公会計システムの導入等により、合計129万6550円を支出いたしました。第19節 負担金、補助及び交付金は、市町派遣職員の退職手当組合負

担金、社会保険協会費、組合の職員互助会への負担金、職員研修受講負担金で、合計385万7651円を支出いたしました。第27節 公課費は、公用車の自動車重量税差額分で、1728円を支出いたしました。

次に第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分を合わせて、合計1015万1526円を積立てたものでございます。

第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、中山投棄場の重機売却代金の積立と定期預金の利息分を合わせて、合計514万7256円を積立いたしました。

第4目 斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で150円を積立いたしました。

第5目 退職手当基金積立金は、プロパー職員7名に係る積立分と、定期預金の利息分を合わせて、合計360万2846円を積立てたものでございます。

次に第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、斎場紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算現額2495万2千円に対しまして、2426万9096円を支出いたしました。また不用額につきましては、68万2904円でございます。内訳としまして、第11節 需用費は、事務用品、火葬時に使用いたしますローソク、お香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、電気・水道等の光熱水費等で、合

計 1389 万 8797 円を支出いたしました。第 1 2 節 役務費は、電話・F A X・インターネット通信料、また、浄化槽法定検査手数料、建物火災保険料で、合計 35 万 9246 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検等に関する委託および草刈や除雪作業等の業務委託で、合計 981 万 6373 円を支出いたしました。なお、内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、F A X複合機、NHK放送受信料、A E D賃借料で、合計 16 万 1100 円を支出いたしました。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、日本環境斎苑協会会費および防火管理者講習受講料で、合計 2 万 4280 円を支出いたしました。第 2 7 節 公課費は、公用車の自動車重量税および印紙代で 9300 円を支出いたしました。

続きまして、第 3 項 清掃費につきまして、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した費用でございまして、予算現額 1 億 7066 万 8 千円に対しまして、1 億 5212 万 6695 円を支出いたしました。また、不用額は 1854 万 1305 円でございます。内訳といたしまして、第 4 節 共済費は、中山投棄場の搬入物検査員、日直員の労災保険料で 5 万 9259 円を支出いたしました。第 7 節 賃金は、中山投棄場の搬入物検査員、日直員の賃金で、合計 496 万

9410 円を支出いたしました。第 8 節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元への環境保全経費で、合計 341 万 6000 円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。

1 0 ページに移っていただきまして、第 9 節 旅費は、出張旅費で 6600 円を支出いたしました。第 1 1 節 需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、燃料費、食糧費として会議用のお茶代、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備、脱水設備、および経年劣化による重機修理による修繕料で、合計 1796 万 9826 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 1 2 節 役務費は、電話・F A X・インターネット通信料、また、重機の検査手数料等、建物共済保険、2 トンダンプ等公用車の保険料で、合計 69 万 2068 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し、必要となる業務委託を行いまして、合計 1 億 1988 万 6400 円を支出いたしました。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、コピー機、公用車、インターネット用パソコンの各リース料、NHK放送受信料で、合計 27 万 2552 円を支出いたしました。第 1 6 節 原材料費は、覆土用の山土、碎石の購入で合計 51 万

400 円を支出いたしました。第 1 8 節 備品購入費は、施設内の除草作業用として草刈機を購入し、2 万 4300 円を支出いたしました。

1 1 ページに移っていただきまして、第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、鳥居本学区自治連合会と中山町中山自治会へのコミュニティ事業補助金、三重県伊賀市への環境保全の負担金などで、合計 428 万 7280 円を支出いたしました。第 2 7 節 公課費は、2 トンダンプ等の自動車重量税、印紙代で、3 万 2600 円を支出いたしました。

次に、第 2 目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額 615 万 6 千円に対しまして、577 万 3174 円を支出いたしました。また、不用額は 38 万 2826 円でございます。内訳といたしまして、第 8 節 報償費は、新ごみ処理施設建設候補地選定委員会委員 1 1 名の報償費で、30 万 9420 円を支出いたしました。第 9 節 旅費は、候補地選定委員会委員の委員会出席に係る費用弁償および出張旅費で、11 万 3236 円を支出いたしました。第 1 1 節 需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、食糧費として新ごみ処理施設建設候補地選定委員会委員用のお茶代、資料作成の印刷代等で、合計 39 万 2003 円を支出いたしました。第 1 2 節 役務費は、郵便切手代、公

用車の保険料で、合計 3 万 6479 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、新ごみ処理施設建設候補地選定において、専門のコンサルティング業者による支援委託業務費として、また、循環型社会形成推進の地域計画策定等の委託業務費として、計 467 万 6600 円を支出いたしました。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、建設推進室の公用車のリース料、県外先進施設視察において利用した高速道路使用料で、合計 21 万 4116 円を支出いたしました。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、研修参加負担金で、合計 3 万 1320 円を支出いたしました。

続きまして、第 3 款 公債費、第 1 項 公債費は、投棄場の建設や改修に当たって借入れを行いました投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で 626 万 6780 円を支出いたしました。内訳といたしまして、第 1 目 元金、第 2 3 節 償還金、利子及び割引料は、元金償還金として 610 万 5315 円を支出いたしました。また、第 2 目 利子、第 2 3 節 償還金、利子及び割引料は、利子償還金として 16 万 1465 円を支出いたしました。

1 2 ページに移っていただきまして、第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費につきましては、100 万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございまして、予算現額 3 億 7444 万 7 千円に対しま

して、支出済額 3 億 5231 万 141 円で、執行率は、94.09% でした。

1 3 ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書は千円未満は四捨五入しておりますが、区分 3 の歳入歳出差引額は 2316 万 2000 円で、区分 4 の翌年度へ繰越すべき財源がございませんので、区分 5 の実質収支額も 2316 万 2000 円でございます。

1 4 ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地および建物の状況につきましては、土地および建物ともに前年度との比較で増減はございませんでした。

1 5 ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品・備品の状況でございますが、決算年度中の増としましては、新地方公会計システムを導入しましたことにより 1 件増となり、同じく中山投棄場で使用しておりましたブルドーザーを条件付き一般競争入札にて売却しましたことで、1 件減となりました。したがって、決算年度末の現在高は、前年度末現在高と同じで、10 件ということでございます。

次に 3 基金につきましては、4 つの各基金条例に基づき積み立てており、決算年度末、平成 28 年度末の現在高といたしまして、財政調整基金 8569 万 7959 円、投棄場重機・施設整備基金 3688 万 9931 円、斎場施設整備

基金 75 万 1002 円、退職手当基金 5802 万 2625 円で、4 つの基金の合計で、1 億 8136 万 1517 円でございます。増減高といたしまして、増減の内訳を備考欄に記載してございますが、4 つの基金の合計では、前年度と比べますと、1890 万 1778 円の増額となり、決算年度末の現在高としましては、1 億 8136 万 1517 円となりました。

以上が、平成 28 年度(2016 年度)一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、本決算につきましては、去る 7 月 18 日に、当組合監査委員による決算審査が行われ、決算書等、各調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた、また、当年度予算は、所期の目的に向け経済的・効率的に施行されたものと認めた、との意見をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、添付資料の主要な施策の成果および事務報告書についてご説明させていただきます。

決算からみた主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。なお、事務報告書においては所属毎に分かれておりますので、ここでは主要な施策の成果のみ、簡単にご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。は

じめにということで、当組合は一部事務組合でありまして、1市4町で共同処理する事務等について説明させていただいているものです。

次に、2ページをお願いいたします。

2.平成28年度決算の状況のまず、(1)歳入の状況ですが、歳入の合計総額は、3億7547万2000円で、主なものとして、分担金及び負担金が3億2906万2000円、使用料及び手数料が2946万円、繰越金が1160万7000円などで、市町からの分担金及び負担金が構成比87.6%で、歳入の根幹となっております。

なお、前年度の決算額と比較しますと、平成26・27年度と行っておりました紫雲苑の改築工事に伴う構成市町の負担金や、繰越金の減少、また、繰入金がなかったことなどから、マイナス5億2990万7千円の大幅な減少となりました。

次に、3ページですが、(2)歳出の状況では、平成28年度決算額の合計にありますとおり、歳出の合計決算額は、3億5231万円で、予算額の94.1%を執行しております。これも、平成26・27年度と、紫雲苑改築工事に係る事業で大きな予算執行があったため、前年度と比較しますと、マイナス5億4146万2千円の大幅な減少となりました。

次に5ページにつきましては、歳出決算の構成で、目的別歳出および性質別歳出について、表とグラフでお示し

しているものでございます。目的別では予算科目の衛生費が大きく減っており、また、性質別では、普通建設事業費が皆減となっております。これらにつきましても、紫雲苑の改築工事が終わったことにより、減となっているものでございます。

次に、6ページ、7ページは、目的別歳出につきまして、また、8ページ、9ページでは、性質別歳出につきまして前年度と比較した表をそれぞれ掲載いたしております。

10ページ以降は、各所属ごとの事務報告書でございます。この10ページですが、前回の全員協議会の後、議員の方からご指摘をいただきまして、総務課の事務報告において管理者会議を3回開催した旨の報告を記載しております。これはごみ処理施設建設候補地選定に係る管理者会議とは別のものであり、組合議会定例会および臨時会に係る会議でございます。建設候補地に係る会議につきましては、28ページの建設推進室の中で記載しておりますが、平成28年度におきましては、計7回のうち3回開催しておりますのであらためてご報告させていただきます。31ページ以降は、附属資料として、人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しております。

最後になりますが、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政厳しい中での構成市町からのご

負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが、何よりも大切なことであると考えております。よろしく願いいたします。

以上、平成28年度決算に係る決算関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（西川正義君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

**○議長（西川正義君）** これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西川正義君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第3号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 議案第4号上程

**○議長（西川正義君）** 次に、日程第4、議案第4号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

**○議長（西川正義君）** 提案者の説明を求めます。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** それではお手元の議案書で、別冊としております議案第4号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について、ご説明申し上げます。

当初予算総額 4億5528万5千円から、歳入歳出それぞれ4万9千円を減額しまして、予算総額を4億5523万6千円とするものでございます。

詳細は、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**○議長（西川正義君）** 事務局からの説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（金田憲治君）** それでは、議案第4号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、お手元の一般会計補正予算書でご説明させていただきます。併せてまして、別添の8月補正予算案の概要もご参照いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。今回お願いいたします一般会計の



補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 万 9 千円を減額しまして、4 億 5523 万 6 千円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳入につきましては、第 1 款 分担金及び負担金、第 2 項 負担金につきまして、当初予算額 3 億 8647 万 2 千円から 4 万 9 千円を減額し、3 億 8642 万 3 千円とするものでございます。

3 ページの歳出につきましては、第 2 款 衛生費、第 1 項 衛生管理費につきまして、当初予算額 1 億 6917 万円から 4 万 9 千円を減額し、1 億 6912 万 1 千円とするものでございます。これにつきましては、当組合の本年 4 月 1 日の人事異動によりまして、建設推進室の職員について異動があったこと、また、新ごみ処理施設建設に向けまして建設推進室の体制を強化したことにより職員の構成に変更が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入、歳出それぞれの説明につきましては、5 ページから 8 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。説明につきましては、歳出から説明させていただきますので、補正予算書の 8 ページをお開き願います。3 歳出におきまして、第 2 款 衛生費、第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費におきまして、補正前の額 1 億 6539 万 5 千円から 4 万 9 千円を減額し、1 億

6534 万 6 千円とするもので、内訳としましては、第 2 節 給料は 183 万 2 千円の減額、第 3 節 職員手当等は 187 万 9 千円の減額、第 4 節 共済費は 29 万 2 千円の増額、第 7 節 賃金は 363 万 6 千円の増額、第 19 節 負担金、補助及び交付金は 26 万 6 千円の減額をそれぞれお願いするものです。

また、9 ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

歳入のご説明をしますので、お戻りいただきまして、補正予算書の 7 ページをお願いいたします。2 歳入におきまして、第 1 款 分担金及び負担金、第 2 項 負担金、第 1 目 負担金は、補正前の額 3 億 8647 万 2 千円から歳出の減額分と同額の 4 万 9 千円を減額し、3 億 8642 万 3 千円とするものでございます。構成市町ごとの運営負担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。また、これらの減額分につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分けをして計算させていただいております。

以上、議案第 4 号 平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいた

します。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論を行います。討論は、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、採決を行います。議案第4号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第5号上程

○議長（西川正義君） 次に、日程第5、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。本条例改正は、国家公務員の配偶者同行休業に規定されております人事院規則の改正に準じ、当組合職員の配偶者同行休業に関する条例を改正するものでございまして、国の法律に合わせて所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（西川正義君） 事務局からの説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。

配付させていただいております条例改正概要書によりまして、説明させていただきます。

このたび改正しよういたしますのは、彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例でございます。本条例改正は、国家公務員の配偶者同行休業について規定されております人事院規則の改正に準じ、当組合職員の配偶者同行休業に関する条例を改正しようとするもので、改正の趣旨は、休業した職員が職務に復帰したときに、昇給のため、号給の調整

ができる日について、現行は、復帰した日とその後、最初の昇給日となっているものを、更に次の昇給日を加えるもので、職務に復帰した日後、2回目の昇給日を追加する改正でございます。具体的には、現行の彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の第10条、職場復帰後における号給の調整の規定の中で、条例改正概要書の対照表のところで、5行目の条文、現行「およびその日後」を「、同日後」に改め、同じく5行目、現行「最初の」の次に「昇給日（」を加え、6行目、現行「定める日」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、7行目、現行「いずれかの日」を「次の昇給日」に改めるものでございます。なお、付則におきまして、施行日は、公布の日からとすることを規定しております。

以上、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（西川正義君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

**○議長（西川正義君）** これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西川正義君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

**○議長（西川正義君）** これより、採決を行います。議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 請願第1号審査

**○議長（西川正義君）** 次に、日程第6、請願第1号 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書を議題といたします。

お手元に配付しております請願文書表に従い、ご審査をお願いいたします。職員に請願文書を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

**○議長（西川正義君）** ただいまの請願につきまして、発言はございませんか。河村議員。

**○17番（河村善一君）** この請願、今日初めて読ませていただきました。その上で、申し上げておきたいと思うんですけれども、この疑問があるならば、なぜ今まで出されなかったのだろうかと思うんです。今までこういうことを疑問に思っておられるんだった

ら、これを事前に、今までの全員協議会、あるいは定例議会もあったわけですから、そういう場で、1つはですね、出されるべきではなかったのかと。第2点は、もう既に管理者が候補地を発表されています。私は愛荘町に決まるとは、率直なことを言って思っていなかったですけども、決まった以上、あるいはまた今、現在、愛荘町で地元説明会も既に始まっているという、その現状をどのように考えて今後、進めていけるのかについて疑問に思いましたし、この請願についての意見を求めておきたいと思います。

**○議長（西川正義君）** 他にございませんか。獅山議員。

**○2番（獅山向洋君）** ただいまの河村議員のですね、ご意見について一言、意見を申し上げておきたいと思うんですが、今までに疑問があったならば言う機会があったとおっしゃるんですけどね、私は今までにそういう機会は全くなかったとっております。これまでね、議会は全く関与せず、ただ選定委員会に傍聴に出るということだったわけであって、その傍聴していてもですね、いろいろ疑問があっても全くそこでですね、発言する機会はなかったわけでございます。それからもう1点ですね、それならば議会で、いわゆる一般質問でですね、いろいろ聞けたはずだというふうにおっしゃるかもしれませんが、確かに私もですね、いろいろと疑問がありましたんで、今

まで随分、意見を申し上げてきたわけですが、ただ今回ですね、この選定委員会なり、あるいは管理者会議についてですね、報告書や会議録が出てきたというのは、これはですね、非常に最近のことでございますね、全くそれに対してですね、意見を申し上げる機会はなかったというふうに言わなければならないと思います。そういう観点から申し上げまして、私としましてはようやく議会においてですね、いろいろ意見を言えるようになったと思っております。そういう点で、おそらく請願者におかれてもですね、そういう気持ちで今回の請願を出されたのではないかと、こんなふうに思っておりますので、ひとつご理解といただきますか、私はこの請願について理解しておりますので、ご理解いただければありがたいと思っております。以上です。

**○議長（西川正義君）** 他にございませんか。西澤議員。

**○6番（西澤伸明君）** 議事進行で議長にお尋ねをしたいんです。今、2人の発言を聞いてますと、質問と回答、請願者の紹介議員の回答ということがされてるんだと思いますが、その後、賛成討論、反対討論を進行される予定なんですか。それだけ聞かせてもらおうと、今の発言と言うと、私は賛成討論したいんですが、紹介議員さんに質問するつもりはありませんので、その辺、説明をお願いします。

**○議長（西川正義君）** 討論はもうし

ませんので、賛成、反対の発言をですね、今、現在、していただきたいと思えます。西澤議員。

**○6番（西澤伸明君）** 私は賛成討論をさせていただきます。請願文を読ませていただいたんです。請願者が指摘している選定経過の疑問点、問題点は全面的に賛同できるものと考えます。先ほど、質問の中にですね、今までなんでしなかったのかというようにありますが、管理者会、7回開かれた管理者会の非常にわかりやすい会議録が公開請求によって示されて、それで選定経過、そして選定結果が出された後の管理者会議が明らかになったので、その問題点が明らかになったんだと思います。今回の問題となった発端を考えますと、候補地選定委員会の選定経過を非公開としたことから透明性を確保することが困難に落ち込んだことに加えて、選定委員会が公平・公正・厳正に5つの応募地を評価したことを否定したことに結果となってしまふ管理者会での議論、論議、さらには管理者会議での決定ではなく、当組合の管理者として総合的に判断した結果という異常な経過を辿り、竹原地区に着地したとそのものに正当性がなく、道理がないと言わざるを得ません。請願者が指摘しているとおりに公開された会議録によりますと、管理者会議において、管理者、大久保彦根市長および川嶋副市長は7回行ったうち、6回まで1市4町の枠組みで候補

地を募集したことへの懐疑的意見が出てくるくらい彦根市内への誘導を図る主張、発言をされていたものが、7回目の最終で急転直下、竹原地区に決定したこと自体、合理性に欠け何のための選定委員会だったのかとの誹りを免れないものであります。私はこの不透明な結果に、結論になったそもそもの間違いを指摘しないわけにはいきません。すなわち、ごみ行政は、地域住民と行政がごみに関わる実情、問題意識を共有し合い、知恵を出し合いながら問題解決にあたらねばならない出発点で選定委員会という一見、透明性の高い手法を用いたにもかかわらず、肝心の応募地をシークレットにし、選定委員会の会議を非公開としてしまったことです。2つ目には候補地に決定すれば、3億円もの地域振興補助がつくという、億単位の多額の補助金という誘導策で本来のごみ問題の解決のために協力をお願いするという立場と趣旨が薄れ、後景に追いやられてしまったことです。3つ目にはこのことと関連して、ごみ処理施設の安全性確保と合理性に対する行政と地域住民の議論が深まらず、駆け引きや科学的根拠を欠いた安全神話の横行となり、住民の反対運動を納得させる立場を失ってしまったのだと考えます。湖北広域組合は応募地も公開して議論したと聞いています。この機会に原点に立ち戻り、ごみ処理の広域化に当たっては、より一層地域住民に丁

寧に説明を求めている県の指摘にも従い、新ごみ処理施設建設問題を検討すべきだと提起をしておきたいと思えます。そして請願事項で述べられている議会の議決事項にすることは、合理性があると考えます。つまり、予算の段階だけでなく、重要施策のプロセスのひとつが正当に検討されているか、監視機能を強化することは大変重要だと考えます。よって、本請願を採択すべきと考えます。なお、私はいろいろ話されている特定の候補地への誘導することに与するものではないことを申し添えておきますし、請願の中にもそのことが謳われていますので公平な立場で請願されたものと考えます。以上です。

**○議長（西川正義君）** 他に発言はございませんか。外川議員。

**○18番（外川善正君）** 愛荘町議会の外川です。皆さん、ご苦労さんです。

今、請願を読ませていただきました。もともとこの彦愛犬でごみ処理場を建設するという運びの中で、数年前に三津・海瀬というこの候補地が流れたのは、皆さんご存知ですか。それは、今から3年ぐらい前かな。そのときね、なんでこういうような選定方式をとったかという、役員さんだけが、そのときはですよ、役員の方だけが賛成しておられて、展開していったらそこで住民の方に反対されて流れたということから、次は選定委員会を立ち上げてその中で非公開の中でやりまし

ようと。決定した時点で候補地は公表しようというそういう一定のルールがありました。それはなぜかという、前の轍を踏まないようにいろんなところから出ていただいた選考委員さんとか、そういう方々の目から見て、公正な点数をつけていこうという形になったんです。この請願を見てますと、どうもあまり私もよくわからないんですが、原町ですか、ここが持ってきてほしいっていうてはるんかな。よくわからへんのやけど、そんなふうにとれるんです。本当にね、自分とこへごみ処理施設を持ってこう思ったら、なぜ選考委員会が設置される前に周辺の、原町と言うと周辺は外町とかその辺ですね、そういう方の賛成をもって、そしてなぜ手を挙げなかったのか。挙げる機会はあったと思います。三津と海瀬がつぶれてから選考委員会を立ち上げるまでの時間は少しあったように思うてます。本当に彦根にもってこう思ったら、その時点で私はなぜ彦根の方が動かなかったのか。その時点で、何も言わないで公表になった時点で、評価点がどうのこうのとか、公正ではないとか、そういうようなね、後からくつつける。もし、例えばこれがチャラになって、候補地が変わったとしますわね、いったい彦愛犬の組合議会は何をしとるんやと。組合議会そのものの信用を欠くわけです。そこら辺は十分考えていただいて、そしてこの請願の採択は判断していただきました

い。私はそういうように思います。以上です。

○議長（西川正義君） 安藤議員。

○10番（安藤博君） 私はこの請願に対して、賛成の立場で発言をさせていただきます。

請願者におかれましては、ここで申し述べておられますとおり、応募の方々だということでありますけれども、ただ私は請願事項というところの地方自治法第96条の第2項で定められています議決事件の追加ということに関しまして述べておられますので、私はこの今ある議員の皆さんがおっしゃっておられましたけども、そういった疑問等々を解明するということは、広域行政組合議会としてもしっかりとしていく必要があるだろうと。そのためにはやはり、本来であれば、管理者側から議決事件に追加をするべきだと私は思うんですが、今回そういった状況もないということであれば、この議決事件追加というものもひとつの手法であって、地方自治法96条の第1項の条例の改廃から含めて15項あります。それプラス、第2項の議決事件の追加というものがしっかりと明記されている以上は、議会としてこの部分についての議論を果たすべきだというふうに考えますので発言をさせていただきました。以上です。

○議長（西川正義君） 他に発言はございませんか。

それではないようでございますので、ただいまから採決を行います。請願第1号 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設施設に関する請願書は採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって請願第1号 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書は採択すべきものと決しました。以上で請願の審査は終了いたしました。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後3時19分休憩〕

〔午後3時29分再開〕

---

## 日程第7 一般質問

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、定例会でございますので当組合所管事項に対する一般質問を行います。一般質問の発言通告書が3名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、16番 安澤勝君、5番 山内善男君、2番 獅山向洋君といたします。なお、一括質問、一括答弁でございますので、質問者は一括で質問していただきたいと思います。安澤議員。

○16番（安澤勝君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定結果について、お伺いをいたしたいと思います。さて、6月26日の臨時会において、管理者より選定結果の発表がありました。愛荘町の竹原地区ということでした。私は彦根市議会議員として、本組合の議員の職を拝命いたしておりますので、彦根市の立場を第一に考え、質問をさせていただきたいと思います。

まず、彦根市内各地より竹原地域までごみを運搬するとかなりの時間がかかります。市内には17小学校がありますが、基準として各小学校を起点に算出しました。例えば、城東学区からは片道13.3km。城東学区というのは、今ほど申し上げましたように城東小学校からというふうにご理解をいただきたいと思います。所要時間約28分。金城学区からは片道13.4km。所要時間31分。城陽学区からは片道10.8km。所要時間23分。城南学区からは片道10.4km。所要時間23分。河瀬学区からは片道8.2km。所要時間17分。稲枝西学区からは片道12.2km。所要時間24分となります。ちなみにこの距離、あるいは時間につきましては、グーグルマップを利用して検索をして調べております。そこで彦根市のごみ処理の現状を詳細に調べますと、パッカー車14台、軽ダンプ2台が稼働しているとして、1日当たりの平均搬入回数は5.5回。1日の実稼働時間は

360分で、1回当たりの所要時間が65.5分となります。次に上記の計算方法で、現施設までの運搬時間は11.4分。ですから、倍の22.8分に5.5回をかけますと125.4分が現施設までの運搬時間となります。次に1日の実稼働時間360分、これはいわゆる収集時間から運搬時間の125.4分を引きますと234.6分。これが収集、あるいは排出の実質の時間と言えます。234.6÷5.5としますと、1回当たりの集配時間は42.7分ということになってまいります。そして、1回当たりの収集・排出時間が42.7＋竹原地域までの所要時間往復で48分。これを割ると、1回当たりの所要時間は65.5分となります。それを1.38倍すると、約5台のパッカー車を増大する必要があるということになってまいります。そうなりますと人件費も含め、パッカー車1台の経費が年間約2500万円とすれば、1年で1億2500万円の経費が最低でも必要となります。今後、30年、竹原地域に運搬するならば、37億5000万円の経費がかかる。これはすべて市民の税金でございます。また、平成28年度の彦根市のごみ排出量は全体で76.7%と実に4分の3以上を占めています。当然、負担金も彦根市が断トツで多いのはご承知のとおりです。行楽地でも持ってきたごみは持ち帰るの原則同様、出したごみは出したところで処分するのが原則



であると私は思っております。多くのごみを出す彦根市で処理施設を受け持つべきで市民の負担が多くなる地域にもっていく必要はないと考えます。年末の粗大ごみ休日搬入日は、ごみを持ち込む市民の車で長蛇の列が起こっております。しかし、遠くなると邪魔くさくなり市内のあちこちで不法投棄が増える懸念もあります。そして、ごみ処理をする際に、発生する熱エネルギーの活用も市民にとっては有効なエネルギーであり、生活を豊かにできるといえます。これがあることを管理者は十分に理解した上で、考えを改めるべきです。あらためて、竹原地域にごみ処理場を建設するのではなく、彦根市内の候補地に建設すべきと考えますが、見解を求めます。

また、新ごみ処理施設建設に必要な経費、例えば施設建設費、維持管理費、補修費、熱回収施設建設費、用地買収費、各市町が負担する分担金など各費用の明細を明らかにしていただきたいと思えます。

先日、配布されました選定結果の概要版に記載はされておりましたが、各選定委員の採点結果を情報公開で請求し、結果を見ますと、候補地①については20点満点中、0点あるいは2点と全く評価しない委員が2名おられます。0というのは全て審査項目に対して全く評価しないということですが、どういうことなのでしょう。ここは絶対だめと言っているような

ものです。選定委員は公平に審査すべきであります。そのような形跡が見られない委員がいることが問題です。選定委員は候補地にゆかりのある者は外されるとされていましたが、その逆でその地をだめと思っている人が、委員に選任されていることも問題だと私は考えます。4町から環境衛生委員として入っておられますが、彦根市内からは誰一人選任されていません。そもそも選定委員の人選に問題があったのではないかと思ひ、見解を求める次第です。

さて、獅山議員から頂戴いたしました管理者会の議事録を拝見いたしました。大久保管理者は彦根市長らしく管理者として彦根市に誘致しようという発言がありましたが、最終の管理者会では手のひらを返したように竹原地区を指名されています。先の全員協議会でも選定理由として、コストが安いからと説明をされました。それであれば、最初からコスト重視で選定するという項目を入れておくべきであります。大久保市長、大久保管理者が広域行政組合の管理者であるのは彦根市長だからなのです。11万市民の代表である彦根市長であれば、彦根市民の利益、そして彦根市の利益のため決断すべきであったはず。最終の管理者会議までは合意に至らないまでも、管理者の責任において選定したのであればとの条件付きで一定理解を得られていた状況で、最終会議で

手のひらを返す判断をしたその裏に  
そうせざるを得ない状況や私たち  
には見えない大きな圧力があった  
のかと疑います。最終会議での手  
のひらを返す判断をした裏に何  
があったのか、見解を求めます。

私の地元であります原町の候補  
地からも判断基準について、いく  
つかの疑問を持っておられます。  
不服がある項目に対し、謙虚に  
耳を傾け、再度調査し、きちっ  
と説明し適正かつ間違えのない  
正当な判断をすべきと考えま  
すが見解を求めておきたいと思  
います。

最後に、これは私の個人的な考  
えかも知れませんが、極論を申し  
上げますと私はこのことにおき  
まして、彦根市民の利益を最優先  
に考えますと、この事業に関して  
のみ私は本当に広域行政の枠組  
みから外れて彦根市単独とする  
のもひとつの選択肢だと考えて  
おります。また、今後、このま  
まの方向で進んでいかれるとい  
うことであれば、これから今後  
の定例会において、いろんな予  
算の審議する立場になります  
けれども、そういった予算審議  
には本当に応じられない。そん  
な思いでおりますので最後に  
申し添えておきたいと思いま  
す。以上です。

**○議長（西川正義君）** 管理者。

**○管理者（大久保貴君）** それでは、  
安澤議員のご質問にお答え申  
し上げます。

まず、私から最初に要旨4、最終

会議で手のひらを返す判断をした裏  
に何があったのか、見解を求めると  
いうことですが、そのことにお  
答え申し上げます。新ごみ処理  
施設の建設候補地選定に係る  
管理者会議におきましては、選  
定委員会からの報告を基に、  
実現可能性や様々な施策との  
関連性を加味いたしまして、  
議論・検討を重ねたものでは  
ございまして、その中では、  
様々な角度からの意見交換や  
活発な議論を行いましたもの  
で、報告書の優先順位あるいは  
実現可能性の捉え方等による  
見解の相違などから、管理者  
および副管理者の全員が賛成  
する候補地を見出すことは  
できなかったわけではござい  
ます。しかしながら、ごみ  
処理施設の建設は重要かつ喫  
緊の課題でございますことから、  
5月23日の第6回会議にお  
きまして、それぞれの管理者・  
副管理者、苦渋の選択等、  
様々な思いがある中で、最終  
的に管理者会としての総意で  
なく、管理者がその責任にお  
いて候補地を決定するという  
ことで、一定の結論に至った  
ところでございまして、私と  
しましては、それまでの会議  
において、基本的に、ご指摘  
をいただいたように、彦根市  
長としての立場で意見を述べ  
ておりましたが、この段階に  
おきまして、一首長としての  
立場ではなくて、当組合の  
管理者として圏域全体にと  
って最も適した候補地を選  
定することが重要であると思  
えまして、それまでの管理  
者会議であがった様々なご  
意見

をあらためて検証し、約1か月弱でございましたけれども、熟考に熟考を重ねました結果、選定委員会から報告書をいただいたその優先順位に立ち返って検討することが最も妥当であると判断をいたしました。そして、優先順位の上位から建設候補地として適性を検討いたしました結果、最終的に優先順位2位でありました愛荘町竹原区を建設候補地として決定したものでございます。したがって、議員からご指摘いただきましたように裏に何かがあったんではないかと、圧力があつたというようなことは一切ございません。なお、最初からコスト重視で選定をするという項目を入れておくべきではなかったかというご指摘ですが、選定に当たって申し上げましたとおり、愛荘町竹原区を高く評価できる要因の一つとして、イニシャルコストが安いということがあげられますが、これまで説明を申し上げてまいりましたとおり、本決定につきましては、選定委員会の優先順位を最大限尊重した上で、当組合の管理者として総合的に判断したものでございまして、コスト等の説明につきましては補足的に追記をしている事項でございますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 続きまして、私から要旨1から3および要旨5について順にお答えをいたしま

す。

では、最初に要旨1、あらためて、竹原地域にゴミ処理施設を建設すべきではなく、彦根市内の候補地に建設すべきと考えるが見解を求めるについてお答えをいたします。まず、収集運搬コストに関するご指摘でございますが、選定委員会においては収集運搬コストを具体的に算出した評価項目はございませんが、各構成市町からの収集運搬の効率性について、収集運搬効率という評価項目を設けて、各構成市町の人口重心からの距離と人口割合を基に一定の評価を行っております。このことにつきましては、具体的に収集運搬コストを算出することも検討いたしました。各市町における収集運搬の事業形態が異なることにより、正確な算出が難しいこと等から、最終的にはコストの算出は行わず、各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価(20点満点)において、収集運搬効率の評価項目等を参考に、各委員の判断により考慮し、評価をすることになりました。一方、管理者会議における議論では、全員が賛成する候補地は見出せない中、コスト面への配慮を重要視する意見も出たことから、安澤議員が行われている計算方法とほぼ同様の方法を用い、一定の目安として、事務局において収集運搬コストを算出し、議論いたしました。しかしながら、1市4町全域を対象にして公募を行ったもとでは、それが最優先

されるものとはならず、判断材料の一つとして協議が行われました。また、不法投棄や有効なエネルギー活用に関するご指摘につきましては、現段階では、特に検討を行っておりませんが、今後、具体的な対策を検討していく必要があると考えております。いずれにいたしましても、先ほど申しましたように今回の建設候補地の公募は当初から彦根市に限定しているものではなく、1市4町の全域を対象としており、このことは、これまでから議員の皆様にもご説明しているところでございます。また、このたびの候補地決定につきましては、当組合の管理者として、選定委員会の優先順位を最大限尊重した上で、様々な要素を勘案し、総合的に判断したものでございます。したがって、現時点において、建設候補地を彦根市内に変更する考えはございませんので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、要旨2、新ごみ処理施設建設に必要な経費、例えば、施設建設費、維持管理費、補修費、熱回収施設経費、用地買収費、各市町が負担する分担金など各費用の明細を明らかにせよについてお答えをいたします。新ごみ処理施設建設に必要となる主な経費といたしましては、今回整備をいたしませんごみ焼却施設とリサイクルセンターの建設工事に係る経費に加え、造成工事費、搬入道路等の周辺整備費、また、用地取得に係る経費、地質調査や

環境アセスメント調査など、各種調査に係る経費、各種計画や設計に係る経費、建設候補地に対する地域振興策に係る経費等がございます。それらの各費用の具体的な明細につきましては、平成20年度策定の湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想や、平成22年度策定の循環型社会形成推進地域計画等におきまして、一定の概算費用が示されておりますが、いずれの計画も策定から相当の期間が経過しており、また、近年は東京オリンピック関連で建設費が高騰しているようであることなどから、今年度、策定いたします施設整備基本計画策定の中で精査をし、あらためて具体的な資金計画を定める必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。なお、各市町にご負担いただく負担金につきましては、国からの交付金を除いた部分について、当組合の規約および負担金に関する条例に基づき、均等割20%と人口割80%で按分した額となります。

次に、要旨3、そもそも選定委員の人選に問題があったのではないか見解を求めるについてお答えをいたします。まず、選定委員会につきましては、学識者2名、各分野の専門家3名、公募委員1名および構成市町の環境衛生委員5名の計11名で構成しております。さて、議員ご指摘の各委員の採点結果でございますが、この各項目の重要度や項目間の相互関係等か

らの評価（20点満点）につきましては、選定要件による評価（80点満点）や、建設候補地の適性に関わる各応募地の付帯事項、また、現地確認を行った結果等を踏まえ、各委員が新ごみ処理施設の整備に関して特に重視すべきと考える点を考慮し、評価しているものです。ご指摘のありました0点の評価を行うことにつきましては、選定委員会でも議論されましたが、委員のご意見として、基礎点としては既に80点満点の選定要件による評価でなされており、各委員による20点満点の評価は、そこからの追加点であるという考え方が示されたことなどから、最終的には、それも含めて各委員の判断に委ねることに決定されました。したがって、ご指摘のように、20点満点の各委員の評価において、0点の評価をしたことが、全ての審査項目で当該応募地を全く評価していないという意味合いにはならないと考えております。また、環境衛生委員につきましては、各構成市町に在住で環境活動に関わっておられる方を、それぞれの担当課からご推薦いただきましたが、彦根市からの環境衛生委員としては、平山委員をご推薦いただいております。なお、平山委員におかれましては、当時、彦根市廃棄物減量等推進審議会の委員をされておりましたが、担当課からの推薦届では、NPO法人エコネット近畿の理事として届出いただいたことから、報告書等にお

ける委員の名簿ではそのように記載させていただいているものです。いずれにいたしましても、当組合としては、選定委員の人選に問題があったとは考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

最後に、要旨5、不服がある項目に対して謙虚に耳を傾け、再度調査し、きちんと説明し、適正かつ間違いのない正当な判断をすべきと考えるが見解を求めるについてお答えをいたします。このたびの建設候補地の公募におきましては、最終的に5つの地域からご応募をいただき、深く感謝しております。結果的に、愛荘町竹原区以外の応募地につきましては、残念ながら候補地として選定させていただくことはできませんでしたが、議員ご指摘のとおり、評価項目や評価基準等に不服や疑問を持たれている応募地から問い合わせ等があった場合には、必要に応じて、業務支援を委託していた専門のコンサルタント業者や関係機関等に確認するなどし、再度、適正かつ間違いのない正当な判断であったかを検証した上で、丁寧にご説明させていただきたいと考えております。なお、各評価項目や評価基準等について、その捉え方によって、様々なご意見があることは承知をしておりますが、各応募地の具体的な評価の仕方を含め、これらの評価基準等については、各分野の委員で構成する選定委員会において、協議・検討を行ったうえで決定

したものでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） 安澤君。

○16番（安澤勝君） いろいろと説明をいただきました。ある程度、決められた方向での、今、現状、決まった中での、ご答弁を頂戴したのかなというふうに思います。

効率性、いわゆる人口の重心を基に優先順位を決めたというようなお話もありましたけども、例えば彦根市であればですね、人口の少ない所もあれば、学区においては非常に密集している所もございます。ただ、人口重心で考えるのではなく、やはり彦根市の端から端までのごみを1か所に集中してくるわけですから、やはり全市的、広域的に判断をすべきものであって、人口重心をというようなことでの評価あるいは効率性というものを言われるとそれはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

私が第2番として質問をしているのにですね、それぞれの費用が今、現状でも全く計算ができていないというようなことでは質問に対して全く回答がないわけですね。例えば、建設施設について大まかではありますけれどもこれぐらいの費用は今、見込んでいますかですね、何のために質問を出しているのかということをお思いますので、きっちりですね、ある程度、ざっくりで結構で別にそれは仮に何年後かにですね、上がった下がったは、

それはそれでいいと思います。でも、やっぱり質問として費用を、明細を明らかにしてほしいという質問に対して全く答弁されておられませんので、これについてはしっかりともう一度、答弁していただきたいと思います。

学識経験者というか、そんないろいろな先生の評価も含めてですね、0ということをしつかり協議をした中での0ということで、それは仕方ないんだというようなニュアンスで私は捉えておりますけれども、やはりこれはしっかりとですね、選定委員さんが0という評価をされた、その裏にはどういう理由でこの0という評価をされたのかということを選定委員会をまとめておられる管理者はしっかりと理解をしていただいた上での発表であるというふうに思いますので、0という評価をされておられることに対して、執行部の方のもう一度、丁寧な説明をいただきたいと思います。

5番の不服がある項目についてということで、地域の方からも再度の説明を求めるといようなことが、これからまだ起こってくると思います。それにつきましては、文書あるいは面接をしてでもですね、地域の方がしっかりと納得ができる状況に持って行っていただきたいということを思っております。これはやはり、今後の行政組合の運営についても非常に大きな問題点であると思いますので、その辺について、先ほど丁寧に説明をすると

というような回答もありましたけれども、しっかりとその誤解というか、組合が思っておられることあるいは候補地からの思いというのが、やはりまだ齟齬があるということで、すれ違いがあるということです。そのすれ違いをしっかりと埋める努力をしていただきたいと思いますが、その辺についても見解をいただきたいと思っております。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 安澤議員からいただきました再質問に関して大きく4点ございましたが、まず収集運搬効率の中で人口重心を使ったということに対してのご質問にお答えさせていただきます。公開しております選定委員会報告書の概要版にも収集運搬効率の求め方につきまして、詳細を記載させていただいてるところでございますが、それぞれ1市4町の人口重心から各応募地までの直線距離に、それぞれの人口割合をかけ、それを足しこんでいくというような形で各応募地の収集運搬効率を算出しております。ご指摘のとおり、様々なご意見、例えば安澤議員がおっしゃられてたような各学区を基準にというような部分もあろうかと思っておりますが、この選定委員会におきましては、今、申しましたような手法で評価をするということの議論、検討がなされてきて、こういった手法を採用しておりますので、ご理解賜りますようお願い

願いをいたします。もう1点、この収集運搬効率の項目としましては22項目のうちの1つという部分でございますが、選定委員会の中でもご意見がございましたが、この収集運搬効率を重要視するというような部分でございましたり、ご指摘ありましたようにコストに見直して考えたときには、この1項目の重要度が増すというようなお考えの委員もおられましたので、その場合には申しました20点分で、その部分も加味をするというようなところの議論がなされております。

次に、費用につきましてのご指摘でございます。先ほどの中では、今年度策定をいたします基本計画の中で精査をしていくというお答えをさせていただいたところでございますが、今、現在、試算をしております経費につきまして、先ほど申しましたように、まず施設の建設費につきましては平成20年度策定の基本構想の中で一定概算が示されております。その中では熱回収施設、いわゆるごみ焼却施設に焼却残渣溶融施設を加えた場合として約72億3800万円、リサイクルセンターの建設費として25億4400万円、こういった数字が示されております。さらに、その他の経費としましては、先ほど申しましたように平成22年度策定の地域計画の中で基本計画また地質調査、測量調査、環境アセスメント、基本設計、この辺りに係る経費として合計4億3400万円ということ

で一定概算をしております。先ほど申しましたこの部分を合計をしてくると今までご説明をさせていただいておりました約 102 億円というような数字になってまいります。そこに、このたび候補地が選定をされたということになりますので、候補地選定に伴いまして、報告書でも示されております竹原区に係るものとしたしましては、造成費および用役整備費として約 1 億 8000 万円、用地取得費として約 5 億 3000 万円、道路整備費として約 3000 万円、この合計が約 7 億 4000 万円となります。さらに地域振興策としたしましては、上限 3 億円というところで予定をしておりますので、全て合計をいたしますと現時点では約 110 億円という数字が一定概算としては算出をされるということになりますが、前段申し上げましたように特に建設費のコスト高騰ということもあるようでございますので繰り返しのようになりますが、今年度の基本計画の中で精査をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次でございますが、0 点という評価をされたということにつきまして、どう考えるかというようところでございます。この部分につきましては、先ほども申しましたとおり選定委員会の中でも様々なご意見、議論がございました。実際に委員さんの中から 0 点をつけるということについてどうなのかというご意見があった上で、先

ほどと繰り返しのようになりますが、この 80 点の部分で基礎点という部分の評価はしていると。それに対してさらに追加点というような要素としてこの 20 点分を捉えることもできるというような委員のご意見もございました。最終的にはそこも含めまして、各委員さんの判断に委ねるというような結論を選定委員さんの中で出されましたので、事務局といたしましては、こういった議論が選定委員会の中であったことを踏まえて、それを尊重するというような形で一定考えているというところでございます。

最後に不服のある応募地の方から、お声をいただいた場合にはというようところでございますが、改めましてでございますが、このたびの公募におきまして 5 つの応募をいただいたということは当初、想定をしていなかったと言っても過言ではないぐらいの多くの応募をいただいたということで感謝をしております。逆に申し上げますと当然、残念ながら選定をさせていただけなかった 4 つの応募地におかれましては、その応募にあたりまして様々なご苦勞等もいただいておりますので、そういった方々から今回の評価でございましたり、内容についてのお問い合わせ等につきましては、今後も誠心誠意、丁寧にご説明をしてみたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。



○議長（西川正義君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 再質問ではございませんが、今、お伺いたしますと、今、現状でのざっくりとした金額で110億というご回答がございました。この110億を、これから議会として審議していく上で先ほど請願をさせていただき可決をいたしました。これから110億のもととなることを議会として、しっかりと議論をしていく必要があると思いますので、先ほど請願が採択されたのは非常に助かったというふうに私は思っております。

これから、山内議員あるいは獅山議員の方からもいろんなご質問があるかと思っておりますので、私はこの程度にさせていただきますけれども、やはり透明な議論ができることを切に願っている次第です。以上です。

○議長（西川正義君） 5番 山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは大きく2点について、質問をさせていただきます。

標題①です。彦根愛知犬上地域新ごみ処理建設候補地公募に係る管理者会議の会議録（概要）が情報開示請求によって明らかにされました。この中では、第1回から第6回、第6回は5月23日でしたが、管理者の主張は①の候補地で一貫していましたが、最後の7回、6月19日では④、④は候補地として発表された竹原地域ですが、の候補地へと一転されまし

た。1か月近い間に何があり、どのような理由で態度を変更されたのか、具体的に説明をいただきたいと思いません。管理者、大久保市長は一貫して①の候補地を選択するよう主張されていたにもかかわらず、6月19日、第7回の最終の会議では一転して④の竹原地域への推薦と態度変更をされました。この理由について、具体的に明らかにしていただきたい。これが標題①です。

標題②ですが、ゴミ減量化の取組目標を管理者会議で意思疎通を図り、どれだけの施設規模へ圧縮していくのか、本気の取り組みを進めていただきたいということで申し上げます。要旨ですが、これまで再三、ごみ減量化の具体化について要求してまいりました。いよいよ基本計画策定などのスケジュールが発表された下で、管理者会議での大きな目標に対する各自治体首長の決意が問われていると考えます。現状のまま推移するならば、結局、現状のごみ量に対する施設建設となることは自明です。住民と事業者、行政との共同でごみ減量化を最大限追求をして、最小規模の施設建設とするためには各自治体の首長の姿勢にかかっているといたします。施設の建設計画を通じて大きなごみ減量化を果たした全国の事例を検証し、具体的な活動を財政保証もしながら、実際の実務を扱う事務方に指示を行う時期に来ていると考えます。

大きく2点についてお伺いします。

**○議長（西川正義君）** 管理者。

**○管理者（大久保貴君）** 山内議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、先ほどの安澤議員のご質問のお答えと重複いたしますけれども、新ごみ処理施設の建設候補地選定に係る管理者会の会議では、選定委員会の報告書を基に、実現の可能性、あるいは様々な施策との関連性、これらを加味して、議論・検討を重ねてきたところでございます。その中で、様々な角度から意見交換や活発な議論を行ったものの、報告書の優先順位、あるいは実現の可能性の捉え方など意見の相違がございまして、管理者および副管理者の全員が賛成する候補地を見出すことはできなかったということでございます。しかしながら、ごみ処理施設の建設は重要かつ喫緊の課題であるという認識の下に、5月23日の第6回の会議において、苦渋の選択等、様々な思いがある中で最終的に管理者会としての総意ではなく、管理者がその責任において候補地を決定するというところで、一定の結論に至ったものでございます。私としましては、それまで重ねてまいりました会議において、基本的に彦根市長の立場として意見を申し述べてまいりましたけれども、この段階においては、一首長という立場ではなく、当組合の管理者として圏域全体にとって最も適した候補地を選定す

ることが重要であると考えました。そこで、それまでの管理者会議であがりました意見等々をあらためて検証し、1か月弱の間に熟考に熟考を重ねた結果、報告書の優先順位に立ち戻って検討することが最も妥当であると考えたところでございます。最終的に、優先順位の上位から建設候補地としての適性を検討いたしました結果、優先順位2位の愛荘町竹原区を建設候補地として決定することに至ったものでございます。

**○議長（西川正義君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（植田亮平君）** 私から標題②、ゴミ減量化の取組目標を管理者会議で意思疎通を図り、どれだけの施設規模へ圧縮していくのか、本気の取り組みを進めることについてお答えをいたします。ゴミ減量化の取り組みにつきましては、これまでから各構成市町において取り組んでいただいているところであり、その取り組みの成果として、圏域全体のごみ排出総量は減少しているところでございます。具体的には平成25年度末には5万7101トンであったところが、平成27年度末には5万1053トンとなり、さらに昨年度末では、未確定ではありますが4万8301トンまで減少する見込みでありますので、3年間で8800トンのごみ減量化が達成されることとなります。当組合といたしましても、議員ご指摘のとおり、施設建設を契機に、より一層のごみ減

量化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、施設整備基本計画を検討する中では、他の自治体や本業務の支援を委託している専門のコンサルタント業者等から先進事例を収集し、研究してまいりたいと考えております。また、各構成市町と連携を図りながら、ごみ減量化を一層推進する前提のもと、適正な施設規模を設定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（西川正義君） 再質問はありますか。山内議員。

○5番（山内善男君） それでは再質問です。1点目ですが、市長、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、第1回から第6回までは彦根の首長としての意見を通してきたと。それから第7回目が当組合の管理者としての意見をまとめて、最終的な選択に及んだというお話がありました。私は、ここは1市4町の会議ですので、当初から管理者は1市4町のトップだというふうに思いますので、そのような発言は4町の皆さんに非常に失礼だというふうに思いますので、ちょっと本音をおっしゃったと思いますけれども、当初から1市4町のリーダーとして、その姿勢ははっきりとされるということは本来大事だったのではないかとこのことを申し上げておきたいと思います。率直なご意見をおっしゃったのだというふうに思いますけ

れども、そのことが4町の皆さんから非常に疑念を招く結果になってしまふことにもなりかねませんので、あらためて釈明をされる方がいいというふうに思います。私は、第1回から第7回まで1市4町の責任者としての発言をされていたというふうに思いましたので、一転して第7回で変わったということについて非常に疑念を持ちましたし、情報開示請求によって一転して変わったということについては疑念を持っておりました。今、おっしゃった理由で、それはそれなりに理解をいたしますけれども、ただ4町の皆さんにとっては非常に、さらに不信を深めるような結果の発言になってしまうということで、再度、その点、釈明をされるのならお願いをしたいというふうに思います。

第2点目です。いよいよ候補地の発表もされて、これから候補地がどのようになっていくのか、まだひと山、ふた山もあるような気もしますが、今後は具体的に、建設の具体化になっていこうという段階に来ているというふうに思います。そういう意味では、ごみの減量化を通して、施設規模をできるだけ小さくしていくという取り組みが、本当に今、喫緊に求められているというふうに思います。今、ごみの減量化が平成25年から28年まで1市4町で8800トン減量化が図られたというふうにお答えがありました。ちょっと私はリバーセ

ンターの状況は把握していませんけれども、先日、彦根のごみ減量化審議会で具体的な資料も示されておりますので、その中では彦根市も事業系のごみをたたくということでパッカー車の展開調査なども通じて、ごみの精査をする中で大幅なごみの減量化を図っていただく取り組みがありました。例えば、基準年になる平成23年度では約1万トンの事業系のごみが平成28年度では、6800トン。非常に3割から4割近い減量化を果たしていただいたということで、それはそれなりに敬意を表したいというふうに思います。しかし、家庭系のごみについては、ほぼ横ばいで来ているわけです。そういう意味では、まだまだ、ごみ減量化の余地はあるというふうに思いますし、平成27年度、今、直近で出るデータで言いますと、1人当たりのごみ量、1市4町全体として把握していませんが、彦根市の直近のデータで言うと平成27年度の1人当たりの、1日当たりのごみ量は967グラムです。全国平均が939グラム、滋賀県が843グラム。これを県下の順位で並べるとやっぱり残念ながら県下ワースト1なんです。1市4町になると、どうなるかわかりませんが、彦根市の場合、やっぱりワースト1なんです。なので、そういう意味で言うとまだまだごみ減量化の余地はあり、努力する伸びしろはあるということをお話しているというふうに思い

ます。今、当組合の施設規模は日量155トンだったというふうに思うんですけれども、だいたい今、この彦根市のごみ量で言いますと、だいたい90トンぐらいです。それで4町のごみ量を加えても約100トンぐらいだと思うんです。それに対して施設規模が155トン。かなり余裕をみてもですね、ごみ減量化を本当に追求したら150トンの炉から100トンの炉へ、約3分の2の施設規模に抑えることが十分可能だというふうに思います。最近、大きな自治体でごみ減量化を果たしている事例なども紹介させていただきました。横浜、名古屋、東京の中野区とかですね、非常に大きな人口の自治体でも住民や事業者の協力を得てごみの減量化を果たして、施設数を減らすとか、あるいはできるだけ小さな施設規模の焼却施設を作るとか、そういうような施設建設の更改の時期に合わせて、ごみの減量化の努力を図っている自治体が数多くみられます。そういう意味では、そういう努力を今、果たして、十分実現可能なものにして、それから基本計画の策定に結び付けるという点では非常に緊急に行動を求められているというふうに思いますので、そういう意味で言うと、事務局の答弁というよりも1市4町の首長の皆さんの取り組みの姿勢が人、物、金をどれだけごみの減量化に、ここ数年投入するか、それが問われているというふうに思います。

そういう意味では、事務局の方が再答弁で立っていただくのかもしれませんが、できれば管理者の皆さんにご回答いただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長（西川正義君）** 管理者。

**○管理者（大久保貴君）** 再質問にお答え申し上げます。

管理者会議の中で最初から管理者として発言をすべきじゃなかったかというお話をいただきました。それも、ごもつともなご意見だと思います。しかしながら、選定委員会からご報告をいただいたことを基にですね、構成市町のそれぞれの施策との関連性あるいは実現可能性、その市町でなければ見えないところということを基にですね、意見を重ねてきたということでございまして、私としましては、最終的に管理者会の総意で候補地を決めるということを目指していたわけですが、そのことは叶わなかったということになりました。そうした結果が、管理者の責任において候補地を決定するというところで一定、方向性を共有したわけございまして、その結果としまして、私としましてはあらためて管理者として圏域全体のことを考え、そしてこれまでのプロセスをあらためて参照いたしました結果、こうした結果、候補地に決めさせていただいたというところでございまして、ご理解をお願いしたいと存じます。

ごみの減量につきましては、今もい

わゆる3つのR、リサイクル、リユース、リデュース、こうした取り組み、各構成市町で取り組みを進めてございまして、新たに建設されます新ごみ処理焼却場の具体の計画がこれから策定される中で、さらに減量について3つのRを推進していくということについては最大限の努力をしております。

**○議長（西川正義君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（植田亮平君）** 事務局から1点、ご報告をさせていただきます。

先ほど、山内議員から日量155トンということで、今、計画をしているというふうにおっしゃっていただいたのですが、154トンでございまして。これは平成20年度の基本構想の中で、今、計画をしている数字でございまして。先ほど申しましたように、ごみの減量化に取り組んでいただいた結果として、ごみ減量が進んでいるという部分がございますので、その辺りを踏まえながら、当然、今年度策定いたします基本計画の中で適正な施設規模、このごみ減量化を今後も進めていくという前提の下、適正な施設規模を検討していきたいというふうに考えております。なお、当時なかった考え方といたしまして、いわゆる災害廃棄物に対しての余剰能力というような考え方が今、現在は出てきておりますので、その辺りも踏まえながら今年度、適正な施設規模を検討してまいりた

いというふうに考えておるところで  
ございます。

**○議長（西川正義君）** 再々質問はあ  
りますか。山内議員。

**○5番（山内善男君）** 1点目なんで  
すが、第1回から第6回まで、①の候  
補地を非常に熱意を入れて候補地の  
選定に上げられていたのに、第7回で  
一転して竹原地域になったというこ  
とについては、もっともっと他の要素  
があったのではないかという疑念を  
持たれるというふうに思いましたの  
で、そういう点では非常に具体的な釈  
明が本来必要ではなかったのかとい  
うことで申し上げました。

2つ目ですが、ごみの減量化と施設  
規模をしっかり結び付けて、できるだ  
け小さな規模に圧縮をしていくとい  
う取り組みについては、本当に1市4  
町の首長の皆さん、特に彦根の川嶋副  
市長は清掃センターの所長もされて  
ましたし、その道のオーソリティーで  
もありますので、ぜひ主導的な役割も  
期待をしたいというふうに思います。  
そういう点では、ごみの減量化は全国  
的にも経済が右肩下がりになる中で、  
ごみの量そのものが全国的にも減っ  
てきています。彦根の方では事業系  
のごみも非常に減量する取り組みも  
していただきましたけれど、さらに家  
庭でのごみを市民の協力も得てして  
いくという点では、やはりまだまだ努  
力の余地があるというふうに思いま  
す。例えば、人権政策課の方でまち懇の資

料をいただきましたけれど、自治体の  
ほぼ8割ぐらいの自治会でまちづく  
り懇談会を行なわれて、約5千人から  
6千人の市民の皆さんが参加されて  
います。それに比べて、ごみの減量  
に対する市民の参加数、確かに増えて  
はきてますけど、それに比べると非常  
に少ない状況です。そういう点では自  
治体の取り組みいかんによっては、き  
っちり市民を巻き込んで、ごみの減  
量化を実施していく可能性というの  
はまだまだあるというふうに思いま  
すので、その辺りの努力を首長の皆  
さんにぜひ期待をしたいというふう  
に思いますし、ぜひそのことを施設  
規模と結び付けていただきたいとい  
うことを最後に申し上げておきたい  
と思います。以上です。

**○議長（西川正義君）** 私の方から  
です、当議会の会議時間について  
ですが、当組合議会会議規則第36  
条の規定によりまして、彦根市議  
会会議規則第9条の例によりまし  
て、午前9時から午後5時までの  
時間ではありますが、本日の会議  
時間につきましては、あらかじめ、  
議事の都合によりまして、延長  
させていただきますのでご了解を  
いただきたいと思います。

続きまして、2番 獅山向洋君。

**○2番（獅山向洋君）** 既にお二人  
の議員からかなり詳しい質問があ  
りましてですね、多少重複するかも  
知れませんが、発言通告書にした  
がいがいまして質問したいと思  
います。

まず、標題①ですが、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設候補地選定委員会および委員について質問いたします。

まず、1ですけれども選定委員会設置要綱は学識経験者、専門委員、公募委員、環境衛生委員、その他管理者が必要と認める者という規定があるわけですが、私、かねがねですね、どういう意味かいなど。こういう方々が本当に候補地選定にふさわしい方々だろうかという疑問を持っておりまして、そういう意味で改めましてですね、この各委員の定義なりですね、またこの方々にしたという理由を説明していただきたいと思います。また、委員が11名ということなんですけれども、なぜ11名にしたのか、その理由も説明していただきたいと思います。

2番目、専門委員としてですね、彦根市と犬上郡を管轄する彦根警察署の交通課長には委嘱しておられるわけですが、愛知郡愛荘町を管轄する東近江警察署の交通課長には委嘱しておりません。交通ってというのはね、非常に重要な問題で、このたび竹原に決まった現地説明ですか、それでもやっぱり通学路の問題とかですね、交通渋滞のことが問題になったようでございます。そういう観点から、なぜ東近江警察署の交通課長に委嘱していないのか、その理由を説明していただきたいと思います。

それから3番目ですが、1市4町の

人口は15万人余でございます。ところがですね、公募委員といいながらですね、僅かに1名なんですね。なんだかね、感覚的に言うて公募委員1名だって、何のための公募委員なのかと、こう思うわけですよ。そういう意味で1名とした理由っていうものをきちんと説明していただきたいと思えます。

4番目、環境衛生委員5名につきましては、先ほども答弁がありましたけれども、NPO法人についての話はあったんですけれども、なぜ明確に彦根市関係の団体役員は含まれていないのでしょうか。その理由を説明していただきたいと思えます。

それから5番目ですが、わざわざ要綱にはですね、その他管理者が必要と認める者といふふう書いてあるにもかかわらずですね、これは1人も選任されておりません。必要がないなら何も要綱に書く必要もないのになと思っただけですが、その選任しなかった理由というものを説明していただきたいと思えます。

6番目ですが、以上のとおり、選定委員会の要綱および人選については、多くの問題点がございます。いったいこの要綱とか人選の原案は誰が作成したのかなというふうに疑問に思うわけでございます。また、そういう原案についてですね、大久保管理者や各副管理者はですね、原案に対し何ら疑問を持たずにですね、おそらく事務局

案そのまま了承されたんじゃないかなど、こう思うわけなんですよ。そういう意味でですね、疑問は全然持っておられなかったのか。特に要綱の内容についてね、疑問を持たれなかったんか、それについてお尋ねしたいと思います。私が、あえてこれを問題提起しましたのはね、先ほどから大久保管理者のご答弁にもですね、選定委員会の結果をですね、最大限重視したっていうようなことをおっしゃってますんでね、それだけ重視するならば、この選定委員会がどれだけきちっとしたものであるかという説明が必要ではないかと思うので、質問する次第でございます。

さて、次に標題②に移りますけれども、平成29年2月付けの選定委員会作成の結果報告書、これは概要版ということでございますが、これについて質問いたします。

まず1ですが、概要版というからには、本来の結果報告書があるはずでございます。これをですね、公表されない理由はもちろん概要版のところに書いてあるわけですがけれども、それはそれとしてですね、例えば、応募地は隠さなきゃいかんとかですね、委員の名前は隠さないかんとか、そういう事情があろうとですね、概要版という形でね、私ども議員に対してですね、提出しておられるのはおかしいんじゃないかと思っております。むしろ墨で塗りつぶしたものをですね、そのまま、や

はり我々に報告書として示されるべきではないかと思えます。そういう点で質問するわけです。

それから2番目、概要版の6ページにですね、書いてあるんですが、適性評価（二次審査）評価項目 評価基準（配点：80点）があるわけですが、これについては非常に疑問がたくさんあると思います。まず、各評価項目への配点をですね、一律3点にすると。この主張したのは、学識経験者なんですか。また、学識経験者としてですね、その理論的な正当性をですね、どのように説明しておられたのか、これを明らかにしていただきたいと思えます。

3番目、また、評価項目のNo. 16から21までの相対的な判定としてですね、造成費、用地整備費、用地取得費、道路整備費についてはですね、概算の金額に基づき点数を出しながらですね、収集運搬については効率のみで配点しております。この各応募地についてですね、具体的な収集運搬費を算出して点数をつけてこそですね、計画的な財政運営になるのではないかと思います。なぜ、各応募地についてですね、総合的な財政計画を算出できなかったのか。その理由を説明していただきたい。これはですね、管理者の方に聞いても無理かもしれません。選定委員会の問題ですからね。ですから、むしろ選定委員会がね、財政的な計画を何もね、考えていない。点数ばかり



考えていると。ここに非常に問題があるんじゃないかと私は思っているわけでございます。ただ、これについてご答弁できるんやったらちゃんと答弁していただきたいと思えます。

それから4番目ですが、11ページにはですね、各委員から出された意見概要というのがあるわけです。ところがですね、これは誰が言ったかっていうのは全然わからないんですよ。これだけの意見概要であるならば、誰がどういう意見を言ったのかということを確認にしてこそですね、委員としての責任ある発言になるんじゃないかと思えます。委員名を不明にした意見の羅列というのにはね、これはもう責任ある発言ではないと考えておりますが、見解を聞きたい。これはですね、いろいろな委員会を私も見てきましたけれどもね、やっぱりそれなりに委員として選ばれた人はね、自分の責任において、皆、意見を表明するわけですよ。ところがここでは完全にブラックボックスなんですよね。全然わからないわけです。

それから5番目です。13ページの各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20点満点）につきましてはですね、各応募地についての各委員の評価結果の一覧が記載され、さらに情報公開請求により明らかになりました各委員の評価結果には匿名の各委員の採点結果が記載されております。これは既に議員の方からもい

ろい疑問点を指摘されたところでございますが、これについてもあらためて質問したいと思います。まず、一覧表を見ますとですね、委員の数は10名しかいないわけですよ。委員数は11名だったはずですよ。この委員1名の意見欠如というのはですね、これはね、選定委員会の中でですね、秘密会かなんかでどんな話があったか知りませんけれども、少なくとも11名おられたら、11名の委員の点数が出るはずなんです。これはね、こういうような、欠けているものはですね、おそらく要綱とか委員会内の申合せ違反じゃないかなと私は思っております。もし、申し合わせもなく、1人がですね、欠けたんだしたらね、これはしっかりと理由をですね、我々にも明示してもらいたい。なぜかといいますと、委員1名の意見欠如の結果ですね、この評価結果にね、大きな影響を及ぼした可能性はあると思うんです。もし、影響がないとおっしゃるならばですね、その理由を明らかにすべきだと思います。このようなね、委員会の点数のつけ方をね、重視されることの方がおかしいんじゃないかと私は思っております。

さて6番目ですが、20点満点の各委員の評価結果が100点満点の採点に大きな影響を及ぼしたことは間違いありません。さっきね、80点は基礎点だったとおっしゃいましたけれどもね、これは最初からおかしいと申

し上げておきますよ。なぜならば、80点満点の点数がね、はっきりと概要版にも書いてあるんですよ、ほとんど差がなかったと、こう言ってるんですよ。だから、あとの20点で順位が決まったようなことなんですよ。その具体的な例を挙げておきますと、80点満点で1位であった応募地①がですね、100点満点では最下位の5位に転落してるわけですよ。まさに20点の中で決まってるわけですな。同じく2位だった応募地ですね、80点満点で2位だった応募地がですね、1位になってる。80点満点で3位であった応募地④がですね、これが100点満点では2位に浮上してですね、結果的にはこの2位に浮上した応募地④をですね、大久保管理者が第7回の管理者会議でですね、候補地に選定してるわけです。そういうふうに考えればですね、この最後の20点満点の採点が、今回の候補地選定に決定的な役割を果たしたということは間違いありません。そこでですね、これほど重大な役割を果たした20点満点に関する各委員の評価結果についてですね、どの委員がどのような採点を行ったかはですね、本当に今回の候補地選定にとって極めて重要であったにもかかわらずですね、今回の情報公開請求に対して、大久保管理者はですね、個々の委員の氏名を含む採点結果および採点根拠についても公表しないことを前提に選定委員による評価が行わ

れたことから、当該情報を公開することで選定委員の信頼を失うこととなる。こう言ってですね、採点した委員およびその採点結果を公開しておりません。よろしいですか、こういうふうにね、公開しないことを前提に選定委員による評価を行ったと。これほど無責任なことがあるのでしょうか。やっぱりね、どんな委員でもね、これはいずれは公開されるものということを考えて、後々の批判に耐えられるようにですね、真剣に考えてね、点数をつけるものなんですよ。それがまさに選定委員会ですよ。ところがね、最初からね、選定委員会がね、公表しないことを前提にしてね、点数つけてるんですよ。こんな馬鹿な話があるのでしょうか。しかもね、こんなひどいね、選定委員会の結果をね、尊重すると言っておられるね、管理者、課員の皆さんについてね、私は大変な疑問を持ってるわけですよ。さて、そういうことでね、これだけ重要なことについてですね、委員の氏名を公表しない。これはね、各委員の評価は客観性を欠く、主観的な確たる裏付けのないものでありましてですね、まさに候補地選定の公平性、透明性を欠いてですね、委員に対する信頼性を失うものです。さらにはですね、こんな内容でですね、1市4町、15万人余のですね、住民に対してね、説得力のあるね、選定であるかと。これを私は憂うんです。本当にこれね、皆さんがご存知になったらね、

とんでもない話だと。むしろ委員のね、払ったお金を返してもらえというぐらいのね、話も出てくるかもしれないですよ。この意見についてね、私は管理者のはっきりした見解を伺いたいと思います。

それともう1点ですね、以上のとおりですね、各委員の評価について、数々の疑問点がございます。このような評価結果を管理者会議は無批判に尊重されるのでしょうか。最初からさっきも言うておられましたね。もう優先的に重視するとおっしゃってましたけどね、これはおかしいんじゃないですか。管理者会議としての見解を聞きたいと思います。

次は標題③に入ります。管理者会議の会議録についてでございます。

まず、管理者会議でね、非常に重要な問題もね、いくつか提起されております。まず、そこでお尋ねしたいんですが、1ですが、ごみ処理施設建設候補地が愛荘町竹原区になった場合ですね、70%余のごみを出している彦根市は中継基地を建設する必要があるというようなご意見もありました。そこでお尋ねしたいんですが、これは管理者に対して聞くんですよ。管理者から見てですね、彦根市が非常に多くのごみを出してるわけですから、中継基地を建設する必要があるとお考えでしょうか。もし必要だとお考えになるのだったら、中継基地建設費用はどれぐらいかかるのでしょうか。これを

明らかにしていただきたいと思います。

それから2番目ですね、中継基地を建設しないときですね、どのような不都合が生じるのでしょうか。つまり、交通公害の問題とかですね、あるいは人件費が増える、これは既に安澤議員がおっしゃいましたけども、人件費が増えたりですね、車両を増やす。そうするとその償却費もどんどん増えていくわけでございます、そういうことについて検討されたのでしょうか。

それから3番目ですね、これは広域行政組合としても、彦根市としてもですね、非常に重要な問題なんでお尋ねするんですが、中継基地建設費を含めてですね、こういう人件費とか、車両償却費はね、こういうものは彦根市が負担するんですか。それとも広域行政組合が負担するんですか。これを、やはりこの機会に明らかにしていただきたいと思います。

それから4番目、ごみ処理施設の費用についてはですね、これは管理者もおっしゃっているようにですね、インシヤルコストが安いって言うて竹原区についてはおっしゃっていますが、ランニングコストというのも非常に重要でございます。この点について、いったい管理者会議ではですね、財政計画としてどの程度、検討されたのか、疑問に思っております。特に、第5回の管理者会議においてですね、甲良町長さんが30年間の収集運搬コスト

とイニシャルコストを足すと、応募地①と応募地④は約14億円の開きがある。つまり、応募地①は用地取得費は高いが30年間のトータルでは安くなるということになる、というふうに発言しておられます。これは甲良町長さんですね、事務局の方に計算させられたように会議録に書いてあるんですが、そういう意味でこの14億円もの開きが出てくるということについてですね、ぜひとも計算根拠なりを説明していただきたいと思います。

それから5番目ですね、これも非常に重要なことなんですが、愛荘町竹原区にですね、ごみ処理施設を建設した場合ですね、応募地①と比較して、一応14億円増加するとしましょう。そうしますと、この14億円は広域行政組合、つまり1市4町の地域住民が負担することになるのでしょうか。これはですね、1市4町の住民にとって非常に重要な問題なんでね。簡単に言うと、負担がものすごく増えるということなんです。これは結局、今でいう14億というね、この金額は地域住民の負担として加重されてくるのかどうか。ここについてはですね、明確に答弁していただきたいと思います。

さて6番目ですが、これは既にご質問もあったんですけども、管理者会議ではですね、第7回まで開催されておりますが、その6回までは彦根市長である大久保管理者、彦根市副市長である川嶋副管理者が彦根市内の応募

地であると推測される応募地①ですね、選定を求めている。これは管理者会議の会議録によって明白でございます。ところが第7回管理者会議において、大久保管理者は、突然、管理者の立場として選定委員会の結果を尊重しつつ総合的に判断し、竹原にお願いしたいと思う、と発言した。これほどね、意見が激変するというのは、私も読んでてびっくりしてしまっただけですけども。これ、いかがでしょうか。先ほどから既に答弁しておられるんでね、当然、同じ答弁になると思いますけれども。ただね、なぜそれじゃ第6回までは彦根市長の立場で言うてきたけれども、第7回では管理者としての立場で言うんだという説明をね、第7回管理者会議でされなかったんですか。何の説明もなく、突然出てきてるんですよ。しかもですね、それじゃ応募地①についてですね、彦根市長として言うておられたとおっしゃってますが、それならば管理者として応募地①を全く押してなかったと。あくまで、彦根市の希望的な感覚で押しておられたんか。この辺がね、どっちにしても再質問で聞きますんで、考えといてください。

それから7番目、これはちょっと重要なんで聞いておきたいんですけどね、大久保管理者は、第7回管理者会議を開催するまでに、というのは既に彦根市長から離れて、管理者になっておられるわけですから、そして意見が

変わるわけですからね。そういう意味で事前に副管理者の皆さんにですね、実は建設候補地を彦根市長としてではなくですな、管理者として④に決定したいということを説明されたんでしょうか。これはちょっとね、彦根市の問題かもしれんけども、第6回管理者会議までね、歩調を合わせてきた川嶋副管理者にもですね、同じ市内におられるんですから、事前に建設候補地を応募地④にすると、そのような説明をされたんでしょうか。これはね、我々のようにね、会議録だけしかね、読んでない者にとってはね、本当に唐突にね、変わってるんでね、いったい第6回と第7回の間ですね、どういうことを管理者として意見を変えますよという説明をされたのか。それをしっかりと我々にも伝えていただきたいと思います。

さて、標題④に移ります。平成29年7月5日付けのしが彦根新聞の報道でございます。これは彦根市民だけではなくて、4町の皆さんもお読みになったんじゃないかなと思いますので質問するわけですがけれども、この新聞にはですね、川嶋副市長 体調不良 数日休む、というようなね、タイトルの下にですね、川嶋副市長が市長に対し辞任する意向を示したが、その理由としてですね、一部関係者の間では広域ごみ処理施設の建設候補地が愛荘町竹原に決まったことに対し、市内の候補地選定に向けて動いてきた川嶋

氏が責任をとったとする見方もある。また有力視されていた市内の候補地を選定しなかった市長への不信から辞任の意向を示したとの意見もある。というような報道がございました。このような報道に対応するような事実があったかのかどうか。これは広域行政組合としてもですね、非常に重要な問題ですんで、大久保管理者および川嶋副管理者の答弁を求めたいと思います。

さて、5番目ですが、大久保管理者の彦根市長選挙における言動について、これはですね、大久保管理者が本年4月23日執行の彦根市長選挙に立候補したわけですが、その選挙期間中にですね、応募地①におけるミニ集会において、応募地①にごみ処理施設を建設するのでお願いしたい旨の演説を行ったということでございます。この公約の下に応募地①の地域住民および有力者らは全力を挙げて大久保候補者を支援したと聞いております。このような事実があったのか、大久保管理者の答弁を問います。といいますのは、私がこれをお尋ねするのはですね、第6回まで彦根市の応募地①を支援してた。第7回で突然変わったわけですね、このまさに選挙期間中にこういう発言をしたのはね、その中の発言でしてね、この時点では大久保管理者が、まだ彦根市の応募地①を押ししていたということが明らかになりますんで、そういう意味で大久保管

理者の答弁を問うわけでございます。

標題⑥でございます。川嶋副管理者が作成した文書について、川嶋副管理者は、本年5月末頃にですね、応募地①の自治会に対して、新ごみ処理施設建設候補地に関し、正式通知にはしばらく時間を要するものの、候補地選定作業により応募地①が選定される方向となったとの趣旨の文書を手渡したということでございます。このような事実はあったんでしょうか、川嶋副市長の答弁を求めます。

2番目、大久保管理者は、川嶋副市長が前項の趣旨の文書を応募地①の自治会に手渡すことを了承していたのでしょうか。本年5月23日に開催された管理者会議の会議録を読む限り、大久保管理者は彦根市長として当該文書の作成および交付を当然了承していたと推測できますが、もし、了承していないとおっしゃるならですね、逆に川嶋副管理者に対して、何らかの処分を行うべきではないでしょうか。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、私は全体的な流れの中です、本当に今回のごみ処理施設の建設候補地選定については、疑問が多すぎる。決して私は、竹原がいかんとかそんなことを言うてるんじゃないんですよ。むしろ、なぜそんな中で決まったのか、それがよくわからない。逆に1市4町の皆さんにね、説明しなきゃいかんわけですから、そういう意味で

質問してるわけでございます。以上です。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

[午後4時55分休憩]

[午後5時04分再開]

---

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

獅山議員に申し上げますけれども、長といたしましてはですね、標題の④、⑤、⑥につきましても、彦根市の問題が多いというように感じます。広域行政組合の中ではですね、若干そぐわない面もあるんじゃないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○2番（獅山向洋君） わかりました。結構です。

○議長（西川正義君） 管理者の方は、それを承知の上で答弁をお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは獅山議員のご質問のうち、最初、私から標題②の要旨6および7、標題③の要旨6および7についてお答え申し上げます。

まず、標題②、要旨6、委員の氏名を公表しないこと自体、各委員の評価は客観性を欠く主観的な確たる裏付けのないものであって、候補地選定の公平性、透明性を欠き、委員に対する信頼性を失うばかりか、1市4町、1

5万人余の住民に対する説得力まで喪失するというご指摘に対する私の見解についてお答え申し上げます。各委員の氏名等については、報告書、概要版のことをございますが、これに記載しておりますとおり、公表をしておりますが、個々の委員の氏名を含む採点結果および採点根拠について非公開としておりますのは、公開しないことを前提に選定委員による評価が行われたことから、現時点で当該情報を公開することで選定委員の信頼を失うことになりまして、当組合において将来の同種の事務事業の公平または円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあると考えたものでございます。なお、公開しないことを前提といたしましたのは、委員の皆様の客観的な発言や活発な意見交換を妨げないようにするためでございます。これにより候補地選定の公平性や透明性を欠き、住民の皆さんに対する説得力が喪失するとは考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、標題②、要旨7、各委員の評価についても数々の疑問点があるが、このような評価結果を管理者会議は無批判に尊重するのかというご指摘に対する管理者会議の見解についてお答えを申し上げます。選定委員会では約2年間、計15回にわたって慎重に丁寧に議論、検討が行われておりまして、その結果報告書は候補地の決定

において尊重すべき重要な資料であると考えております。しかしながら、当初から選定委員会の評価結果を無条件に採用するとしたものではなく、最終決定は管理者会において行うとしておりました。管理者会議では、選定委員会からの報告書を基に選定委員会では考慮できない実現の可能性や様々な施策との関連性、これらを加味して、議論、検討を行った上で最終的に管理者の責任において建設候補地を決定いたしましたので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次に標題③、要旨6、第6回までの管理者会議と第7回管理者会議で、管理者が意見変更した理由と経過を詳細に説明されたいというお尋ねでございます。これは既に、安澤議員、山内議員からも同様の質問をいただき、先ほどお答えをいたしましたとおりでございまして、第6回の管理者会議までは、基本的に、今、先ほど申しましたような様々な地域の事情ということもありますし、彦根市長として意見を述べてまいりましたが、管理者がその責任において候補地を決定するとなった段階において、一首長としての立場ではなく、組合の管理者として圏域全体にとって、もっとも適した候補地を選定することが重要だと考え、それまでの管理者会議でいろいろとあがっておりました意見などをあらためて検証し、1か月弱、熟考に熟考を重ねた結果、報告書の優先順位に立

ち戻って検討することがもっとも妥当だというふうに判断したものでございます。その上で優先順位の上位から建設候補地として適性を検討いたしました結果、最終的に、優先順位2位の愛荘町竹原区を建設候補地として決定したものでございます。

次に、標題③、要旨7、管理者は第7回管理者会議を開催するまでに、事前に副管理者に建設候補地を応募地④に決定する旨を説明したのかというお尋ねでございますが、5月23日の第6回管理者会議以降、川嶋副管理者はじめ複数の副管理者と意見交換はしてまいりましたが、6月19日に開催いたしました第7回管理者会議において、管理者としては竹原でお願いしたいと提案をいたしました。これが公式な最初の提案でございましたが、これ以降の手続きを竹原区で進めていくことについて管理者会です承されたものでございます。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 続きまして、私から残りのご質問について順にお答えをさせていただきます。

では、最初に標題①、要旨1、選定委員会設置要綱第3条第2項の学識経験者、専門委員、公募委員、環境衛生委員、その他管理者が必要と認める者の定義および制定の理由についてお答えいたします。まず、要綱第3条第2項第1号に定める学識経験者としましては、最新のごみ処理施設やご

み問題、環境問題に対する知見を選定委員会に反映していただける方として大学教授を、また、第2号の専門委員は、建設候補地選定に関わる専門的な各分野について、その知見を委員会に反映していただける方として法律の専門家である弁護士、土地の評価等の専門家である不動産鑑定士、および地域の交通対策に精通しておられる警察署交通課の課長をお願いをいたしました。また、第3号の公募委員としましては、ごみ問題や環境問題に対する地域住民の意見を1市4町の特定の地域に偏らず中立的な立場で選定委員会に反映していただける方としました。さらに、第4号の環境衛生委員は1市4町の担当課からご推薦をいただき、当該市町に在住で環境活動に関わっておられる住民の方といたしました。なお、第5号のその他管理者が必要と認める者につきましては、公募委員の応募がなかった場合や何らかの事情で委員に欠員が生じた場合等に必要に応じて委嘱することを想定をしておりました。続いて、委員会を11名とした理由についてお答えします。選定委員会の設置に先立ち、他の地方公共団体、概ね18団体でございますが、に対して問合せを行いましたところ、委員数は7名から15名であり、その平均は13名でございました。一方で、委員の数は多くなるほど委員会の開催日程の調整が難しくなることなどを総合的に勘案し、



当組合としては最終的に11名以内といたしました。なお、各委員の氏名等につきましては報告書（概要版）に記載のとおり、公表をしております。

次に、標題①、要旨2、専門委員として、愛知郡愛荘町を管轄する東近江警察署の交通課長には委嘱していない理由についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、愛知郡愛荘町については東近江警察署の管轄でございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、委員会の規模をある程度コンパクトにしたいと考えておりましたことから、彦根警察署と東近江警察署の交通課長には必要に応じて相互連携を図っていただくこととし、選定委員会の専門委員としては彦根警察署の交通課長に代表でお願いすることといたしました。なお、公募の結果、候補地に決定した竹原区を含め、愛荘町内の2地域からご応募がありましたので選定委員会における評価におきましては、彦根警察署の交通課長を通じて東近江警察署の交通課長から当該2地域に係る交通対策上のコメントをいただき、選定委員会にご報告いただきました。

次に、標題①、要旨3、公募委員を1名とした理由についてお答えいたします。公募委員につきましては、先ほどお答えしましたとおり、地域住民の意見を1市4町の特定の地域に偏らず中立的な立場で反映していただける方をお願いいたしました。同じ

く住民目線でのご意見をいただける委員として、各市町の担当課からご推薦をいただいた環境衛生委員が計5名おられることから、委員会の規模等を勘案し、人数は最小限の1名とさせていただきます。

次に、標題①、要旨4、環境衛生委員5名中には彦根市関係の団体役員は含まれていないというご指摘についてお答えいたします。安澤議員からのご質問でもお答えいたしましたが、彦根市からは環境衛生委員として、平山委員をご推薦いただいております。なお、平山委員におかれましては、当時、彦根市廃棄物減量等推進審議会の委員をされておられましたが、担当課からの推薦届ではNPO法人エコネット近畿の理事として届出をいただきましたことから、報告書等における委員名簿ではそのように記載させていただいているものでございます。

次に、標題①、要旨5、委員として、その他管理者が必要と認める者、を選任しなかった理由についてお答えいたします。先ほどお答えいたしましたとおり、その他管理者が必要と認める者は、公募委員の応募がなかった場合や、何らかの事情で委員に欠員が生じた場合等に、必要に応じて委嘱することを想定しておりました。結果的に、そのような状況には至らなかったため、当該項目による委嘱の必要性がなかったものでございます。

次に、標題①、要旨6、選定委員会

の要綱および人選の原案は誰が作成したのか。また、大久保管理者および各副管理者は、原案に対し何ら疑問を持たずに了承したのかについてお答えします。要綱および人選の原案につきましては、当組合と同様に公募方式で建設候補地の選定を行っている他の行政組合や自治体の例を参考に1市4町の状況や地域特性等も考慮し、事務局において作成をいたしました。なお、この原案をもとに管理者まで決裁を得た上で要綱を施行いたしましたが、当組合としては重大な問題等はなかったと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に標題②、要旨1、なぜ、本来の結果報告書を公表しないのかについてお答えいたします。不採用となった各応募地の地名につきましては、公開しないことを前提に公募を行ったことから、当該情報を公開することにより住民の信頼を失うことになり、当組合において将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるため、候補地決定後においても非公開としております。このことから、概要版ではない報告書には応募地名が特定および推測される表現が含まれているため公表をしております。なお、概要版につきましては、できるだけ評価内容や結果について、住民等に公表できるよう、あえて、あらかじめ作成をしたものでありますので、ご理解賜りますようお願い

いたします。

次に、標題②、要旨2、各評価項目への配点を一律3点とすると主張したのは学識経験者か。また、学識経験者として、その理論的な正当性をどのように説明したのかについてお答えいたします。80点満点の選定要件による評価の各評価項目を一律3点としたことにつきましては、学識経験者が主張し決定したのではなく、委員会全体での議論により決定されたものであります。議論の中では、各項目にあらかじめ重みづけを行うことも検討されましたが、各委員が重視する点が様々であったことから、最終的には20点満点の各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価において、各委員の判断により各項目の重みづけ等を考慮することとなりました。

次に、標題②、要旨3、なぜ、各応募地について具体的な収集運搬経費や総合的な財政計画を算出しなかったのかについてお答えいたします。収集運搬費を具体的に算出した評価項目はございませんが、各構成市町からの収集運搬の効率性について、収集運搬効率という評価項目を設けて、各構成市町の人口重心からの距離と人口割合を基に一定の評価を行っております。選定委員会におきましても、具体的な収集運搬費についてご意見があり、算出することを検討いたしましたが、各市町における収集運搬の事業形態が異なることにより、正確な算出

が難しいこと等から、最終的には収集運搬費の算出は行わず、各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20点満点）において、収集運搬効率の評価項目等を参考に、各委員の判断により考慮し、評価することとなりました。

次に、標題②、要旨4、各委員から出された意見概要について、委員名を不明にした意見の羅列は責任ある発言ではないというご指摘に対する見解についてお答えいたします。先ほどもお答えいたしました、各委員の氏名等につきましては、報告書（概要版）に記載のとおり、公表をしております。しかしながら、各委員から出された意見概要において、意見を出された委員の具体的な氏名を記載していませんのは、委員会での委員の客観的な発言を妨げないよう、個々の委員の氏名を含む採点結果および採点根拠については、公開しないことを前提に選定委員による評価が行われたことから、現時点で当該情報を公開することで選定委員の信頼を失うことになり、当組合において将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるためでございます。なお、事務局といたしましては、選定委員会における評価において各委員はそれぞれのお立場で責任をもってご発言いただいたと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、標題②、要旨5、各委員の評価結果一覧表では委員の数は10名しかなく、11名ではない。委員1名の意見欠如は、要綱および委員会内の申合せ違反ではないか。また、1名の不足が評価結果に影響を及ぼしたとは考えないのか。影響なしとするのならば、その理由を明らかにされたいというご指摘についてお答えいたします。各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20点満点）におきましては、専門委員である彦根警察署の交通課長より、各応募地について、警察署交通課長として交通対策上の視点でコメントをすることにより、具体的な採点は控えたい旨の申し出があり、選定委員会で報告をされております。これは、交通課長の身分が公務員であることを理由に申し出があったものでありますが、その他の10名の委員は交通課長からのコメントを踏まえて評価を行ったことから、間接的ではあるものの交通課長の意見は評価に反映されているものと考えており、また要綱や委員会内の申合せ違反にも当たらないと考えております。なお、先ほどお答えいたしましたとおり、愛荘町内の2つの応募地につきましては、彦根警察署の交通課長を通じて、東近江警察署の交通課長からコメントをいただき、選定委員会にご報告いただいております。

次に標題③、要旨1、彦根市は中継基地を建設する必要があるのか。また、

中継基地建設費用はどれぐらいかかるのか。要旨2、中継基地を建設しないとき、どのような不都合が生じるのか。交通公害、人件費、車両の償却費など費用負担に関する検討は行ったのか。要旨3、中継基地建設費を含め前項の各種経費は、彦根市が負担するのか、広域行政組合が負担するのか、の3項目につきましてもは関連するご質問ですので、一括でお答えさせていただきます。各構成市町からの収集運搬の効率性につきましては、選定委員会における各応募地の評価では、収集運搬効率の評価項目を設けて、各構成市町の人口重心からの距離と人口割合を基に一定の評価を行っています。一方、実際の収集運搬業務は、現在、各構成市町の固有の業務として行われており、現時点では新施設整備後におきましても、これを統一することは難しいと考えており、今後の課題の一つであると認識しております。したがって、彦根市における中継基地の必要性およびその建設費用につきましては、現時点では彦根市において検討されるものと考えており、当組合において具体的な検討はしておりません。また、中継基地を建設しないことで生じる不都合、および交通公害や人件費、車両の償却費などの費用負担につきましても、同様の理由により当組合としては具体的な検討はしておりません。なお、中継基地建設費を含めた各種経費につきましても、収集運

搬業務が現在と同様に、各市町の固有の業務として継続することを前提に考えた場合には、各構成市町においてご負担いただくものと現時点では考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、標題③、要旨4、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストについて管理者会議ではどの程度検討したのか。また、応募地①と応募地④のコスト試算に関する第5回管理者会議での甲良町長の発言について、事務局の計算根拠を説明されたいというご質問にお答えいたします。管理者会議におきましてもは、ランニングコストのうち、特に収集運搬コストについて一定の議論を行いました。その中でも、議員ご指摘の第5回の会議において甲良町長からの指示に基づき、事務局で準備した収集運搬コストの比較資料について、特にご議論がありました。なお、この資料につきましてもは、先ほど選定委員会において収集運搬コストを具体的に算出しなかった理由についての答弁で申し上げましたとおり、事業形態が異なる1市4町の収集運搬コストを正確に比較することは難しいため、一定の目安として算出し作成したものであります。具体的な計算方法といたしましては、まず、現状の各構成市町におけるパッカー車の台数や現有施設までの所要時間、また1日当たりの搬入回数等を調査いたしました。そして、仮に各応募地

の場所に施設が移った場合に、現在と比べて1回の搬入にあたり、どのくらい施設までの所要時間が増加するかを調査し、その結果、パッカー車の台数を何台増やす必要があるのかを計算いたしました。その上で、前提条件として、パッカー車1台あたりの年間経費を2500万円と設定し、収集運搬コストの増減を算出をいたしました。なお、試算の結果といたしましては、圏域全体として応募地①の場合は年間約1億円のコスト増となり、一般的に焼却炉の耐用年数とされる30年間では30億円のコスト増となりました。また、応募地④愛荘町竹原区の場合は年間約1億6500万円、30年間で49.5億円のコスト増となりました。また、選定委員会から報告されたイニシャルコストにつきましても、別の基準で算出した場合の価格を事務局で算出し、参考データとして提示をいたしました。具体的には、用地取得費について、選定委員会の報告書において採用された固定資産税標準宅地の標準価格ではなく、実際に想定される購入価格をあらためて調査し計算をいたしました。その結果、応募地①のイニシャルコストは10.9億円、応募地④愛荘町竹原区は5億円となりました。最終的に、今、申しあげました30年間の収集運搬コストの増加分と参考データとしてあらためて算出したイニシャルコストを合計いたしますと、応募地①は40.9億円、応募地

④愛荘町竹原区は54.5億円となり、甲良町長のご発言にありました、約14億円の開きとなったものでございます。

最後に、標題③、要旨5、愛荘町竹原区にごみ処理施設を建設した場合、応募地①と比較して増加した約14億円は広域行政組合、つまり1市4町の地域住民が負担することになるのかについてお答えいたします。先ほどお答えいたしましたとおり、応募地①と応募地④愛荘町竹原区における約14億円の開きは30年間の収集運搬コストの増加分とイニシャルコストの合計となっております。このうち、30年間の収集運搬コストにつきましては、収集運搬業務を現在と同様に、各構成市町の固有の業務として継続することを前提に考えた場合には、各構成市町においてご負担いただくものと現時点では考えております。また、イニシャルコストにつきましては、国からの交付金を除いた部分については1市4町からの負担金が財源となるため、1市4町の地域住民にご負担いただく形となります。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） まず、選定委員の関係について申し上げますけども、まずね、彦根署の交通課長には委嘱して、東近江警察署の交通課長には委嘱していないと。それについてですね、コメントをもらったとかいろんなことをおっしゃってますけどもね、私

どもが一番重要なのは、やはり地域住民なり、議員がですね、公正公平な委員を選んで、その方々の意見がきちっと反映されているかどうか、それが大切なんです。これだけ見ればね、彦根署だけの意見を聞いて、東近江署の意見は聞いていないと誰だって思うんですよ。聞いたなら聞いたでなぜその資料をちゃんとお出しにならないんですか。概要版にもそんなこと出てませんよ。その辺はどうか一回、聞いておきたいと思います。それと、なんだかね、各地のいろいろなごみ処理施設建設のですね、委員会を調べた結果ですね、平均したら13名だったと。なるだけコンパクトにしたいから11名にしたと。そういう問題じゃないでしょう。むしろね、どれだけの方々の意見がきちっと反映されるかどうか。そこから物事が始まるわけであってね、それこそまさにね、官僚の物の考え方なんです。数でまず決めてしまって、そこへ無理矢理ですね、当てはめていくと。こういうようなね、委員会の構成そのものが議員としてもね、おかしい。こういうふうに思います。

それから、もう一点。これは念のために聞いておきたいんですが、平山委員さんは確かに彦根市の委員なんかをやっておられますけどね、この方は彦根市に住んでおられるのでしょうか。ちょっと私も、その辺がわからないので念のために確認しておきたいと思います。

それから、最初、市長がね、お答えになった問題なんですけどね、要するに委員のお名前も、またどの委員が誰がどういう点数をつけたかもね、明らかにしないということで、それはですね、委員の信頼性を失うとかね、今後の事業に差し支えが出るとかね、そんなことをおっしゃったわけなんですけどもね、これはね、情報公開請求のね、いろんな訴訟がありましてね、大抵そういうような答弁をしておられるんです。それに対してね、こういう意見があるんですよ。それじゃ彦根市は何回もごみ処理施設をね、お作りになるのですかと。これね、おそらくね、30年も50年も作らないに決まっているんですよ。我々にとってはね、1回限りなんです。それでいながらね、委員の信頼を失うとかですね、あるいは今後の事業に差し支えるなんてね、こんな屁理屈をおっしゃってはいけませんよ。情報公開請求をやったらね、広域行政組合の方が負ける可能性が強いんですよ。これで負けている所、結構あるんですよ。こんな馬鹿な理屈ありますかということですね。きちっとね、委員が公開を前提としてやっているということで初めてね、委員の責任なりね、信頼性が担保されるのであってね、どうでもよろしいというようなね、公開しませんて言うのなら0点つけたり、満点つけたりね、本当にいい加減なことをされるわけなんですよ。その点で、もう1回聞いておきた

いんです。本当に今後もね、何回もごみ処理施設を建設されるんですか、それに差し支えるんですかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、次にですね、中継基地の話をお聞きしたわけですが、すぐにね、各市町ですね、収集の方法が違っているから計算できないなんておっしゃいますけれどもね、それならばね、なぜコンサルタントとかね、そういう方々にさせなかったんでしょうかね。そのためにね、コンサルなんかね、頼んでおられるんじゃないんですか。いくつもね、案が出てくると思うんですよ。現状のままやっただけでどれぐらいかかるかとかね、あるいはたまたま人口が一番多いから彦根市の方式でやっただけではどれぐらいかかるか。こんなことぐらいはね、コンサルに頼まなくても本当は事務レベルでもできると思うんですけどもね、それをやらないということ自体がね、まさに言うならば財政的な問題をね、全然考えずにやっている。しかも3点満点でね、点数さえつけばね、やっていけるみたいなね、そういう安易な考え方でやっていること自体がおかしいと思うんです。どうですか、本当に計算できないんですか、それがおかしいと思うんですよ。できないならできないで、きちっとコンサルにでも頼んだらいいんですよ。それぐらいのお金はね、100億もかけるね、事業なんですよ。これはね、議会としても

ね、それぐらいのお金使っても構いませんよとはっきり申し上げますよ。その点について、きちっと答弁していただきたいと思えます。

それから、先ほどね、管理者会議のこともいろいろとおっしゃいました。あらためて管理者に聞きますけれども、それでは第6回まで管理者は管理者の役割を果たさずに彦根市長のつもりでずっと発言しておられたのですかということなんです。これだったらね、何もね、管理者のね、職務を放棄していたとしか考えられないんですよ。それと、もう一点お尋ねしたいんですよ。それならば応募地①、これは彦根市の候補地ですけれども、応募地①は彦根市長としての立場としてだけ一生懸命になっておられたのか。そうすると全然ね、他のことは考えずにただ肩入れだけしていたんだと、こういうふう聞こえるんでね、そうなのですか。それと、もう一点。先ほどお聞きしましたように、どうもお答えがなかったようですがお答えされたようなら、どうもはっきりしていないのは第6回まで、そういうことで彦根市の肩だけ持ってたけれども、第7回でどうも初めて管理者になってですね、竹原というふうにおっしゃったようなんです。それならば、普通ならですよ、副管理者にですね、そういうふう気持ちが変わった、考えが変わったならね、今までは彦根市長としてしか言うてなかったけれども、今

度は管理者として、こういうふうに言うからね、了解してくれということくらい言うの当たり前でしょう。どうも今のね、ご答弁では、それ言っておられないですよ。言っていない。むしろ第7回で初めて副管理者らにですね、おっしゃったように聞こえるんですよ。この辺はね、非常に重要な問題なんでね、ぜひとも明確に答えておいていただきたいと思います。

それから、話があちこち飛んで申し訳ないんですけども、この例の一律3点ということについてはね、委員会全体の意見だったということなんですけれども、これはね、様々な意見があったと、こうおっしゃってるんですよ。なぜね、様々な意見があった中でですね、どうするかということを決めなかったんか。こんなね、一律3点なんてね、実に安易なね、物の考え方でしてね、やっぱり物事にはウェイトがあって初めてね、きちっとした結論が出るんでね、何でもかんでも3点と言うならですね、例を挙げて申し上げますとね、ごみ処理施設に関してですね、用地取得費とかね、周辺の整備費とかね、こういういくつもいくつも項目を作ってですね、それを一律点数つけてね、そして収集運搬のね、ことについては点数をつけずに率だけでやると。こうやればですね、インシャルコストがね、絶対的に優先的になることは間違いないんですよ。ところがね、現実にはね、14億の差が出るというふうにお

っしゃってるんですよ。だから、本当はきちっとしたね、財政計画をね、それぞれの応募地についてつけた上でね、そして選定委員会なりですね、皆さんが我々議会にですね、きちっと提示されるということが本来のあり方ではないでしょうか。そういう点です、本当にこれで正しいんですかということをお尋ねしたいです。

本当は、まだいろいろあるんですけども、時間も来ておりますので、この程度にさせていただきますが、とりあえずですね、こういうことをお答えいただきたいと思います。念のためにね、申し上げておきますが、実は先ほど、請願の審査のときにですね、河村議員さんがおっしゃいました。何で今まで言わんのやと。特にね、委員の関係についてはね、私も言いたかったんですよ。けどもね、委員についてあれこれ言うと、また委員会がですな、悪感情を持つかもしれないとかね、そういうようなことでね、本当に言いにくいんですよ。我々議員としては聞きたいけれどもね。そういう意味です、やっぱり今、ここでね、これだけいろいろ問題があるということをお、しっかりと執行部の皆さんも議員もですね、考えなきゃいかんのではないかと思うてるんです。

以上、いろいろと質問しましたけれども、もう1回、再答弁をお願いします。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 委員の非公



開につきましては、繰り返しのご答弁をさせていただいておりますとおり、公開しないことを前提にご議論をいただいておりますことから、やはりこれは非公開とすべきものだと考えております。

2つ目の第6回まで管理者として発言をしていなかったのかということではありますが、これもこれまで答弁申し上げておりますとおり、管理者会議としてですね、決定をしていこうということで管理者会を重ねておりました。その前提は各構成市町がそれぞれの施策との関連性とか、あるいは首長であれば見えるものであるとか、それぞれの可能性であるとか様々な角度から検討を重ねてきたということですので、その結果、合意を得ることができなかったということでもあります。その中で、第6回の会議において管理者会としての総意は得られないが、管理者において候補地を選定するというものについて合意を見ることができた。その間、ひと月弱でございましたが、私としては副管理者と意見交換をし、様々な可能性ということも議論いたしました。その上で、熟考に熟考を重ね、第7回の会議において竹原区でお願いしたいという提案をいたしました。そのことによって管理者会議としては、その後、竹原区で様々な事業を進めていくということを了承していただいた。そのことを以って竹原区に決定をしたというこ

とにさせていただいたところでございます。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 私の方から再質問いただいた部分につきまして、順にご回答させていただきたいと思っております。

まず、彦根署の交通課長にしか委嘱をしていないという部分につきまして、なぜそのような資料を出していないかというところのご指摘がございました。この部分につきましては、報告書の概要版におきまして項目の9番でございますが、道路混雑度について詳細に報告書の概要版の後ろの方に各項目の詳細を書いている部分の中で管轄警察署交通課コメントというようなところで記載をさせていただいております。具体的に東近江署の交通課長のコメントがどこであるかという部分につきましては、どこが愛荘町からの応募地ということの特定につながりますので一定、管轄警察署交通課コメントという形で報告概要書にも記載をさせていただいております。

次に委員会の構成そのものがおかしいというようなご指摘がございました。この部分につきましては先ほど申しましたとおり、他の自治体の例でございましたり、このごみ処理施設建設候補地の選定に限らず様々な委員会、他でされている委員会などを検証いたしまして、その辺の研究をさせて

いただきました。その結果として、先ほど申しましたとおり、一定こういった構成にさせていただいたというようなところがございます。11名という部分につきましては、事例等を参考にしながら結果として11名というような形で決定をさせていただきましたが、まず11名という人数ありきということで検討したものではありません。

次に平山委員につきまして、彦根市に住んでおられるのかというようなご質問がございましたが、当時、各担当課から環境衛生委員としてご推薦いただく要件として当該市町に在住の者というような要件を定めておりましたので、必然的に当時、平山委員はそこにお住まいであったものでございます。

次に各委員さんの意見の部分について、具体的にどの委員が採点および根拠を示されたかというようなところを非公開にしている部分の理由について、今後、何回も同様にごみ処理施設を作ってくるのかというようなご指摘がございました。この部分につきましては、同種の事業ということでごみ処理施設建設に特定限ったものではないということが一点ございます。そして、先ほどから申ししております今年度策定を予定しております基本計画におきましても検討委員会というものの発足を予定をしております。この検討委員会を公開です、非

公開ですというものは全く別の話でございますが、こういった検討委員会を発足した上で検討していきたいというような部分もございますので、そういった意味合いから、この建設候補地の選定についての委員さんにおかれましては、この部分は非公開にするという前提のもと評価をいただいたというようなところで、今、それを公開をしていくということは信頼を損なうという意味で今後の、先ほど申し上げましたような意味合いで支障が生じてくるというふうに考えているところでございます。

次に、収集運搬コストにつきまして、例えばコンサルタント業者になぜ計算をさせなかったのかというようなご指摘がございました。この部分につきましては、実際に、先ほど申しましたように選定委員会の中でもコストの算出について委員さんからご意見があり、またコンサルタント業者とも相談をいたしました。結果的に、先ほど申しました収集運搬効率というような項目において、いわゆる応募地の比較、そういった視点での比較という意味合いにおきましては、一定評価というか比較がなされている。このコストについては先ほど申しました理由により、正確に算出するという事はなかなか難しいということを加味しまして最終的に選定委員会の中におきましても、この収集運搬効率という項目を一つの参考として評価をして

くる。先ほど申しましたように特に重要と考える場合、コストにも反映するというようなことで重要だという視点をお持ちの委員におかれましては20点分のところで、その部分をさらに考慮してくるというようなところで選定委員会において協議されたものでございます。

最後に、一律3点としたということにつきましてご指摘がございました。この、いわゆる一律3点を含めた配点につきましては具体的には主に第7回、第8回の選定委員会において議論をされております。この中では先ほど申しましたように、あらかじめ重みづけをつけておくというようなことでございましたり、例えば0点、1点、5点、3点というような配点にしてはどうかなど、様々なご意見がございました。最終的には採用されました案の決議をとられまして、この形でいこうということで選定委員会の中で決がとられまして、一律3点66点分を80点に換算すると。一方、委員さんの持ち点として20点、合計100点で評価をするというようなやり方が定められたというものでございます。なお、その辺りの議論につきましてはホームページの方で開示をしております会議録の方にも掲載をさせていただいている部分でございます。以上でございます。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） なんだかね、

非公開にするという前提で物ごとを始めておられるようなのでね、そんなことでね、委員会というものがね、成り立つんだったらね、言うならば簡単に言えば、こういうように決めてくれよと言うときやですな、その委員が適当にやってですね、点数は公開しませんよというようなことでね、最後は応募地①は何点です、応募地②は何点ですと勝手に決められるわけですよ。そんなね、いい加減なことで100億ものね、事業を決めていくのですかというのが私の質問なんです。本当に責任もって、それでよろしいんですか。私はね、応募地①から⑤までね、どこがいいとか悪いとか言ってるのじゃないんです。選び方としてね、最初から委員が非公開を前提にね、そして非公開で意見も公開せずにですね、最後、点数まで非公開でやってしまうというようなね、そんなことで行政としてよろしいのですかということを知っているんです。ですから、管理者にお尋ねしたい。そんなね、非公開でね、点数つけさせてですね、それを尊重するというのが管理者としての考え方なんです。それをひとつ、まず聞いておきたいと思います。

それからですね、先ほどから収集運搬についてね、収集効率でやったやったとおっしゃってるけどね、1市4町の住民としてはね、効率の問題よりもね、いったい自分らがどれだけ払わなきゃならんのかということが一番重

要なんです。それさえもね、試算もしないでね、効率だけ率にして点数にしてですね、しかも他のね、ウェイトも何もつけずにですよ、一緒くたにしてしまっただけなんです。点数は最後はこうですというようなやり方でね、いいと思ってるんですか。本当に住民の目線に立ってるんですか。いったいどれだけ今後、払っていかんならんのか、そこが一番重要なんです。管理者、その辺はね、どうお考えですか。今後、そういうことをおやりにならないんですか。ただここに決めたからこうなんだと、こういうことなんです。きちっとここで、お答えいただきたいと思います。

それからですね、これは私の意見だけ申し上げておきますけど、彦根警察署の交通課長さんは意見を申されました。そしてそれがですね、この点数の中、反映されている。これはとんでもないことじゃないかと私は思いますよ。それだったら、むしろ交通課長さんはアドバイザーであってですね、委員でないはずなんです。こういうようなね、ずさんなことをね、やっておられること自体が問題じゃないんですか。しかも彦根署が入っているのに東近江は入ってない。そしてその意見だけ出してもらった。そんなことでいいんでしょうか。なぜ、彦根署を委員に入れられたか。これは私は非常に疑問に思っております。アドバイザーでそれで十分だと思うんですよ。

しかも、2つの署からきちっとアドバイザーとして来て、お喋りにならないかん。なぜかと申しますとね、各交通課としては、こういうような施設が来ることは、交通渋滞とか通学路とかいろんな問題で困るから本当は来て欲しくないんですよ。来て欲しくないという気持ちのもとに彦根署の方がおっしゃってね、それが意見が反映されているというのは、かえって問題やと私は思うんですよ。それが私の意見でございます。

最後に2つだけお尋ねしましたが、管理者として本当にそれでいいと思っておられるのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 採点を含む結果を非公開としたということは、非公開を前提にご議論をいただいて、自由活発なご議論を頂戴するためにそのように配慮させていただいたということでございますので、今後のことも考えて非公開とすることは妥当だと私は思っております。

今、様々なご指摘をいただいたところでありますが、収集運搬ひとつとってみても、これを尊重するのかというお尋ねですが、先ほど来もご説明させていただいておりますように、重要な資料だということをもとに議論をしてまいりました。収集運搬に関しましてはですね、5つの応募地の中での優位性というのがきっちり出されてお

ります。しかし、出されましたけれども、それもひとつの指標だということで私ども捉えまして議論を重ねたところでございます。総合的な判断として竹原区にお願いしたいという考えは変わってございませんので、よろしくご理解のほど、お願いを申し上げますと存じます。

**○議長（西川正義君）** 以上で、事前通告のあった質問は終了いたしましたので、一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

---

〔午後 5 時 57 分休憩〕

〔午後 6 時 14 分再開〕

---

**○議長（西川正義君）** 休憩前に引き続き開いて会議を開きます。

お諮りします。獅山向洋君から出されました地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案が議長あてに提出をされました。議長あてに提出されたので、新たにこれを日程に追加をし、議題とすることに賛成の方々のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって、獅山向洋君から出されました地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案の提出に同意のうえ、これを日程に追加し、議題とすることに決

しました。

---

#### 追加日程 会議案第 1 号上程

**○議長（西川正義君）** 会議案第 1 号、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案を議題といたします。

**○議長（西川正義君）** 提出者の説明を求めます。獅山君。

**○2 番（獅山向洋君）** それでは、この議案につきまして、条例案につきまして提案の理由を説明させていただきます。先ほど、彦根市原町から出ておりました請願につきましてですね、皆様のご賛同によりまして採択されたわけでございます。請願の趣旨もですね、今回の条例案とほぼ同じでございます。地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定によりまして、この建設候補地選定およびその変更について議会の議決を得るべき事項と定められたというような請願であったわけでございます。ですから、この請願が採択されまして、そうしてまた、いずれ議会から管理者の方に送られるわけでございますので、管理者がこの請願の趣旨をですね、入れてくださいますね、この議会の議決すべき事件に加えてくださればですね、それはそれでいいわけでございますけれども。ただ、いろいろな事情もございまして、それがどうかかわからないというところが一つございます。

それともう一点はですね、議会とし

て考えなければならないのは、先ほどの質問の中にも、あるいはお答えの中にも出てまいりましたように、このごみ処理施設の建設はですね、102億円とかですね、110億円とかですね、巨大な費用を要する事業でございます。我々1市4町にとってもですね、これほど大きな事業はないんじゃないかとかこう思っております。しかも、時間的に考えますと、10年ぐらいかかるというような事業でございます。ですね、このような巨大な事業についてですね、議会が予算が出てきたらそれでいいというような程度のね、物事の見え方ではですね、これは私はまずいんじゃないかなと。やはり、この建設候補地の選定の段階からですね、しっかりと管理者、管理者会議、そして議会がですね、地方行政の両輪となっておりますね、しっかりとやっていくと。そして、どっちにしても地域住民のですね、ごみについての協力が常に必要なわけでございますので、ごみ減量についてもですね、やっぱり地域住民の方々が、いいところに選んでくれた、それでは協力しましょう。あるいは、いいところかは別としてですね、本当に管理者もですね、管理者会議も議会もですね、一生懸命になって、苦労して、苦心して選んでくれた。こういうような形をしっかりと作り上げていくということが非常に重要ではないかと思っております。その点では、私、先ほどの質問では、いろいろと批判はいた

しましたけれども、そんなことは別にしてですね、我々議会としてもですね、きっちりと関与してですね、そうして誤りないようにしていくというのが、我々議員に与えられたですね、責務ではないかなと、こう考える次第でございます。そのためには、新しいごみ処理施設の設置位置を決めたりですね、あるいは変更したりすることについてはですね、議会の議決すべき事件というものにしておくことが必要ではないかと、こういうふう思うわけでございます。そういう意味で、我々議会がしっかりと責任を果たしたいという趣旨でですね、ぜひともご賛同いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後6時20分休憩〕

〔午後6時27分再開〕

---

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより会議案第1号に対する質疑に入ります。会議案第1号に対する質疑の通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順序は6番 西澤伸明君、17番 河村善一君の順といたしまして、順次質問をお願いいたします。

○議長（西川正義君） 西澤君。

**○ 6 番（西澤伸明君）** 竹原地区に候補地が絞り込まれた段階から、また、選定委員会が設置をされて論議をされておる段階から、とりわけ非公開が提案された段階からですね、議会が何らかの関わりから発言する機会が全く奪われている。こういうことについて疑問を持ってきた者の一人であります。そういう点から見ますと今回の議案については賛同できるもので、そこでお尋ねをしたいんです。議員というのは政治的勢力を代表して議会に選出をされております。当然、地域の代表でもあります。そういうことから見ると、地域性やそれから政治的思惑等々が関わって、公平で公正な選定についてですね、なかなかうまくいかないときもあります。そういう点から見れば、先ほど獅山議員が言われていた選定委員会の透明性、公平性、これの確保が大事だと思います。そこで審議やそれから協議、それから討論などを通じて、議会が関わる透明性ですね、これをどう確保するか。そしてその論議の基になる行政側が提出してくる資料、これが公平か、透明性が確保されているかどうか。今、問題になっているのは、選定委員会そのものが、選定委員会の選定そのものが公募委員は1人。こういうことになると、議会が役割というかね、発言権の及ばないところで行政側が出してくる資料を鵜呑みにはしませんけども、公平・公正な判断をする上ではなかなか難し

くなるんですね。そこで、提出者にお尋ねをしたいですが、そういう議会の論議が公平・公正に行われる。そして公平・公正に行われる基の、行政から、執行側から提出されてくる資料の透明性ですね、これの確保する上では議会が関与する点、それからその確保することについて、どうのようにそれを確保しようとされているか。また、この条例によって、このことが担保されるということが大事だと思うんですが、その辺どうのように考えておられるか尋ねておきたいと思います。

**○議長（西川正義君）** 獅山議員。

**○ 2 番（獅山向洋君）** ご指摘は非常に重要なことだと私も思っております。やはり、まずですね、議会として関与するという事になった場合ですね、議会の立場から、できる限りのですね、情報公開をしてもらいたいという申し出は必要ではないかと思っております。なお、それでもですね、出てこない場合には、委員会でやるのか、議会でやるのかよくわかりませんが、きちっとした組織としての情報公開請求というものを行う必要があるんじゃないかと、こう思っております。これはあくまで私の私見なんですけど、彦根市議会でもいろいろ大きなね、事業を抱えておりますので、特別委員会とかね、そういうものを結成して、そこへその執行部の人に来てもらってですね、説明してもらおうとかですね、そういうような方法もあるんじゃない

いかと思っております。この辺はですね、私も個人的な見解もいろいろありますが、やはり議会の中でですね、そういう点を十分議論してですね、よりよい方向にですね、持っていくべきではないかと、こう思っております。

○議長（西川正義君） 西澤君。

○6番（西澤伸明君） よくわかりました。それで現状見ますと、今日の議会の論議見ててもですね、14億円の開きがある資料が事務局で作成されておりまして、進んで議会に提出されてもいいわけですよ。それが水面下で、私たちには見られない。そして情報公開請求をしたからこそ、管理者会の会議録が手に取るようにわかって、非常にリアルな論議がされていることがわかりました。こういういろんな様々な角度から、私たちが、議会が判断できる材料が提出されねばなりませんので、今の現状ですと大変不透明です。それから、それぞれの議員の方が指摘をされているように、第6回まではああいう論議だったのに、7回にはひっくり返った。何があるのかという点でも同じような答弁しか出てきません。だから、そういうのを改善させてく上での議会が、ある意味、強制力を持っていかなあかんのですよね。その一つに公開の請求を議会として決議する。そういうのも大事なことです。その辺もう一度、念を押して、徹底をしていかへんと、議会が論議して決めたからオーケーなんだということには

なかなかならない。私たち、それぞれの背景を持ちながら来ているものですから、地域性それから政治性もありますので、その辺、公平な論議がされて、公平な決定がされるようにすると、そのことがぜひとも必要なことだと思いますので、再度よろしく願います。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） ご指摘のとおりですね、この条例が採択された場合にですね、やはり議会としても非常に責任が出てくると思うんです。結局、今までは管理者なり、管理者会議あるいは選定委員会というレベルだったんですが、議会が入った場合にはですね、議会としての責任も重大になってまいります。そういう意味でですね、ど真剣にですね、既にある情報ならばできる限り出してもらうと。さらに議会としてですね、何らかの情報が得られたならば、それも積み重ねていくというような形でですね、何らかの最終的にはいい結果が出るようにですね、やっていかなければいけないと思っております。その点は議員としての責任でございますので、お互いにそれを自覚してやっていく必要があるんじゃないかと、こう思っております。

○議長（西川正義君） よろしいですか。それでは続きまして、河村議員。

○17番（河村善一君） 先ほども最初に質問いたしました。愛荘から選出されている河村善一でございます。



愛荘町の竹原が候補地に決まるまで、広域さんに選ばれているわけですが、愛荘町に決まるような、我々ですね、積極的に誘導するとか、どこが候補が挙がっているとかいうところをまずもって、噂では聞いておりましたけれども、率直に候補地に決まるように我々動いたというようなことは一切ございません。率直に言って、彦根に決まるのかなというように思っていたのは、今までのことでした。ただ、先日の臨時会で管理者が竹原に決めたということで発表された以上はですね、我々愛荘町としても、地域としては地域の集約をして地主の了解をもらって手を挙げられた以上はですね、それを推進する立場というか、受け入れていくべきものだろうと、こう思ってまいりました。そういう意味においては、今回、この議決すべき事項の中で、候補地が変更できるものなのだろうか、あるいは変更してまでの。その経過について、調べたり、今後についてどうかというところのことはあるかと思えますけれども、候補地についての変更のことについてまで意見を述べることはできるのだろうか。現在、愛荘町としては竹原においてはですね、それを受け入れるようにも既に動かれているし、地元の説明会も既にされているというように聞いている立場としてはですね、この議決そのものがどこまでのことを望まれていくことになるのか、ある

いは候補地の変更までおっしゃられるならばどうなのかなと。もう発表されていることを変更することもあり得るのか、非常に疑問に思わざるを得ないというのが率直なところでございますので、提案者に説明を求めたいと思います。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） この変更についてはですね、これは議会の方でね、変更するとかそういう意味じゃなくって、管理者の方でですね、一応、今は竹原というふうになってるわけですが、竹原の方でも賛成しておられる方もあれば、反対しておられる方もある。そういうような意味でですね、まだまだ流動的であるというふうに考えております。私も管理者であったことがありますので、恥ずかしながら申し上げますとですね、例えば、彦根市の稲枝のですね、石寺のところでも候補地がありましてね、公表して一生懸命やっと思ったわけですが、駄目になりましたし、また、三津・海瀬の方もですね、これもある程度わかってしまっただけで、やはり地元反対があっただ駄目になったというような経過がありましてね、いろいろと変更していることは事実なんでね。ただ、今回のようにですね、ある程度、議会が関与していた中でですね、こうなんだという話で、そこに報告書とかそういう内容がですね、かなり公開されていた中でですね、おやりになったならば、それは

議会としてもね、ある程度、そうかという理解はできるんですけども、現状ではほとんどわからないという状況ですし、その中でさらにまた変更というようなときにはですね、やはり議会のですね、それについては関与すべきじゃないかとかこういうふうに思ってるわけです。ですから、決して変更を前提にしているわけじゃなくて、決定とか変更の場合には議会についてね、議会の意見も入れてもらいたいよ、というそういう趣旨でございますんで、確かに文言から見ればですね、竹原区の皆さんもね、それなら変更されるのかというご心配もされるかもわかりませんが、決してそういう趣旨ではございません。あくまで管理者側で何らかの変更をされる場合には、やはり議会の方の議決を得てほしいんですよと。このことでございますんで、その辺、ご理解いただきたいと思いま

○議長（西川正義君） 河村議員。

○17番（河村善一君） この文章、あるいは、この前提として、今日、獅山議員が出されている根幹のところ、質問全てを含めてですね、疑義があるというようなところの質問だったかどうかと思うし、それをどうだったかということの実際は、もっとやるべきことなのかもしれません。でも、候補地の発表をしてから、これをやるかというような率直な気持ちなんです。候補地5つが手を挙げて、これに則って

手を挙げたところの自治会の気持ち。公表されるまでだったら、どんどんやるべきだったかもしれないと僕は思うんです。でも発表されてから、僕らとしても何か不信感を持たざるを得ない。どこに言えばいいのかわかりませんが、そのような気持ちにならざるを得ないというような率直な気持ちなんです。だからこれは円滑に進んでいる。昔で言うと、迷惑施設なんです、ある意味でね。たしかに地元では、交通の問題で子どもたちの通学路がどうかという意見は出てます。出てるし、周辺地域の意見も出てるといふふうに聞いているわけですよ。僕も、率直にこの場で言っているのかわかりませんが、9月議会で町長に対してどうなってるんかというふうに聞いて質問してるわけですよ。地域のことについては、ちゃんと整備計画も愛荘町の意見は通るように、通るって言うたら悪いけど、ちゃんと意見を汲み取って、住民のそういうところを。受け入れにおいての交通渋滞も起こらざるを得ないだろうし、甲良町あるいは豊郷町も通ってくることになる、そのことについては、十分なことを、これからやっていくべきじゃないかというようなところも聞いている立場なんです。それがまたひっくり返るとなると、大変なことになるなと思いつながらの質問なので、だから、そのことについての、もう1回検証することはあるけれども、候補地の変更までと言わ

れると、僕は受け入れ難いということは率直に申し上げておきたいと思えます。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 私も先ほどです、非常に厳しい質問をたくさんやりましてですね、その質問の流れというふうにお考えになるかもわかりませんが、最初、申し上げましたようにね、これはね、大変な事業でございますね、これだけ大きなね、事業に議会が何らね、関与していないことの方が、私はおかしいんじゃないかと思うているんですよ。そういう意味でね、やはり我々が関与した上で、そして最終的に竹原にね、なるんやったらね、それはそれでいいんですわ。1市4町のね、住民も、議会も一生懸命やってくればって、最終的に竹原に決まったと。これでいいじゃないかということですね、みんなが納得してね、また、ごみの収集とかですね、ごみの分別にみんな積極的に協力してくれると思うんですよ。ところがね、なんだかよくわからんが、いつの間にか決まったんだっちゅうようなことになるとね、やはり、何だか釈然とせんなというようなことですね、今後のごみそのものの行政についてもね、響いてくるんじゃないかと思ってるんですよ。そういう意味で、私は、別に変更とかそういうことをね、前提にしてるんじゃないくて、ただ、あくまで議会としてね、決定とか変更についてね、きちっと関与して、

議会としても説明責任がありますんでね、議会としては、ここまでこういうふうに調べた上でね、ここに決めたんだからというふうに言えるようにしておきたいとこういうふう思ってるんです。その点、ご理解いただきたいんです。

○議長（西川正義君） 河村議員。

○17番（河村善一君） それならば、我々としては、彦根市選出議員、愛荘の議員じゃなくて、全体的な意識で見なければならぬだろうと僕は思うんで。そうは言うものの、地域もある。だから、非常に複雑な気持ちで揺れ動いているところも率直あると僕は思うんです。そういう意味で、率直な意見交換というか、大きい点で見なければならぬだろうと思うので、管理者が悩まれ、決断されたことを、率直におっしゃっている部分はありながら、急に変わられたから、余計に疑問に思われている部分があると思うんですけど、そこら辺をもっと聞いていくことになろうかと思えますけれども、そういう中で愛荘は、我々としては、それを受け入れようというような気持ちではいるので、そういう立場での行動であるし、受け入れていきたいなと思って、そういうふう話をしていきたいなと思ってはいます。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後 6 時 49 分休憩〕

〔午後 6 時 50 分再開〕

---

**○議長（西川正義君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑は今、出ておりませんので、これで質疑打ち切りしたいと思います。

次に討論に入るんですが、討論の通告も出ておりませんが、討論について皆さん何かございましたら、発言していただきたいと思います。夏川議員。

**○11番（夏川嘉一郎君）** 今回の問題は、全体の議員の問題として、議員決議にするのは、これは賛成なんですけれども、条例という形で決めてしまうと、この種の問題を条例化して固定化するということには無理があるかなど。なんならば、一つの地域でそういうものに反対をする。その地域の事情を考えて、ここは無理やからとか、止めとこうとか、簡単にできるものなんですね。それが議決という形で決まってしまうえば、それは小さな集団を全体の中で、都合で、固定化するというような決定になるんじゃないかという心配をするわけですけども。こういう形は民主的なように見えて、実際は地域の自由を奪うというような結果になるんじゃないかというふうに大変心配しているわけでございます。これは反民主的な方法というのか、一応、民主的に見えるんですけども、全く逆

の全体が小さなものを押しつぶすというような結果に結びつくんでこれは非常に困る。反対ですね。以上でございます。

**○議長（西川正義君）** 他に発言はございませんか。安藤議員。

**○10番（安藤博君）** お許しいただきましたので発言をさせていただきます。今の会議案第1号の賛成者の1人として、賛成の立場で発言をさせていただきますけれども、返すがえす河村議員もおっしゃいましたとおり、この決定、いわゆる今の愛荘町に決まることを、マスコミ発表する前に、この議員の中で徹底的に議論ができるような環境を整えば本当はよかったのではないかなというふうに思っています。しかしながら、その部分は私も全員協議会のとくに申し上げましたけれども、もう少しマスコミ発表については、少し時間をかけて欲しいということもお願いしましたが、結果的に早々に発表されました。今は粛々と進めておられるということでもありますけれども、しかしながら、私は愛荘町に決まったことに対して、それは管理者側のご決定なんで結構なんですけど、ただ、第1回目の管理者会で伊藤豊郷町長がおっしゃってます、優先順位の1位を選定しない場合は、しっかりと説明できなければならない。まさに、僕はこれに尽きると思うんです。そのことが、説明がなされていないがために、私たちは疑義を抱いているという

のが今の実情やと思いますので、そのことからいたしますと地方自治法第96条第2項の追加をしなければならぬ事態に追い込まれたというふうに私は思っております。そのことからいたしますと、今後、管理者サイドでございますので、この地方自治法第96条第2項の議決事件が仮に採決された場合に、それに対して、管理者として、または管理者会として、どのように取り扱いをされるか、その部分については管理者サイドの裁量でございますけれども、私を含めて追加事件に加えるということについては議会としての私は意思表示をすることでございますので、その点につきましては、各議員の方もご賛同いただきたいというふうにお願い申し上げます。以上です。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

〔午後6時55分休憩〕

〔午後6時56分再開〕

---

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、今の発言も含めまして討論ということで採決をさせていただきたいと思えます。西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 重要な事業の一つですので、議会の監視機能を強化

するという大きな角度から見ていく必要があるというように思います。質問の中で出てましたけども、偏った決定が下されて小さなところが圧縮される、そして押し付けられる。こういうことがあってはならないことでもあります。この間の竹原地区に決まったいきさつを見ても、一義的にも二にもですね、非公開としたこと事態が、こういう問題が起きる本だというように思っています。そういう点では、最初から公開するよというところで私は甲良町の議会でも発言をしまりましたし、ここでも発言をさせてもらいました。そして、住民の皆さんが署名を集めて公開で進めるよというよことで署名を提出されたときも私、同行をさせていただきました。そういうことから見ても、議会がしっかりと関与する、関与するというのは先ほども言いましたよに公平・公正な資料が提出される。そしてその資料の基に判断ができる。ですから、もちろん議員の選出の背景には様々な地域もあれば、政治的な思惑がありますので、大変難しい判断を迫られるというよように思いますが、要はやはり町民全体の、また地域住民全体のですね、ごみ問題の解決という方向をですね、一歩踏み出すわけですから、管理者の方も執行部の方も、それからそれを監視する議員の方もしっかりと質疑討論、そして応酬をし協議を重ねる。1回予算が出てきて、その場で、はい

賛成ということで場所が決まってしまう。これは何とかせんと住民に説明がつかないですよ。この間で見ても不透明なことがずっと続いて、管理者会の会議録を見させてもらっても様々な意見がある。それから選定委員会の問題がある。そういう中で決まっていくなわけですから、当初から議会がしっかりと監視しますよ、というのをメッセージを与える。そして条例の前提を作っていく担保として、議会が監視をすることを担保としてもっていく必要がありますし、そういう点では条例に定める。その運用は様々だと思いますけども、条例上で設定をして、そして議会がしっかりと関与する。関与するからには、繰り返しますけども、公平・公正な資料や論議のもとに最終決定していくということになりますので、その辺は一步進めて、ごみ処理の広域化、先ほど安澤議員の方からも各市町で対応するということも含めてという意見もありました。私、個人としても思っていますのは、彦根市は彦根市で、そして犬上愛荘は人口上、いろいろ問題はありますから共同処理という方向もあります。そのことも前提で検討しながら進めていくということが大事だと思いますので、その意見、加えまして賛成討論とします。

**○議長（西川正義君）** 河村議員。

**○17番（河村善一君）** 僕はあえてというか、反対討論いたします。といいますのはですね、設置位置が公表さ

れて、言うとは出しじゃんけんみたいというか。これが先に決まっておって、議決してやっていくんだったらいいけれども、既に竹原という所は公表されて、それをまた変更するための条例というのと、おかしいのではないかと僕、思うんです。決定して発表されて、それを覆すための条例みたいに僕自身は受け取らざるを得ないと思うので。ただ、今後のことについて、候補地以外のことについてのいろいろ議会として、予算は当然この議会で決めていくことになるかと思えますけれども、そういうことについてはいろいろ、こういう公開資料出て、今までの検証についての検討は必要かもしれませんけれども。そのことを先に決めておいてやっていくんだったらいいけれども、後出しじゃんけん的な条例というのは如何なものかということをお願いして反対させていただきます。

**○議長（西川正義君）** 他に討論はございませんか。それでは討論なしと認めます。これにて会議案第1案に対する討論を終結いたします。

これより採決を行いません。会議案第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

着席ください。起立多数であります。よって、会議案第1号、地方自治法第

96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。平成29年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦勞様でございました。

### 午後7時08分閉会

会議録署名議員

議 長 西 川 正 義

議 員 木 村 修

議 員 外 川 善 正





全 員 協 議 会

( 8 月 30 日 )



平成 29 年 8 月 30 日(水曜日)

午後 2 時 00 分開会

○議長(西川正義君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、全員協議会を行います。本日の定例会の欠席者等について、事務局から報告させます。

○事務局(橋本事務局長) 失礼いたします。事務局長の橋本でございます。

欠席届は出ておりませんが、愛荘町選出の徳田議員が少し遅れているようでございます。以上でございます。

○議長(西川正義君) これをもちまして全員協議会を終わります。

それでは、今定例会の開会に当たりまして、管理者よりあいさつを受けたいと思います。

管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、こんにちは。大変、残暑厳しい折がら、また公私何かとお忙しいところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素から当組合の管理運営に格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、合わせてお礼申し上げます。

さて、今定例会は、平成 28 年度(2016 年度)彦根愛知犬上広域

行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、平成 29 年度(2017 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 1 号)、彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案、これらについて議案を提出させていただきますので、何卒、慎重なご審議のうえ、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしく願います。

○議長(西川正義君) ありがとうございます。ございました。

午後 2 時 01 分閉会